

## <教育報告>

# HACCPと衛生管理の意識調査に関する研究

野田 桂子 (環境コース)

## A survey of a knowledge and understanding level of Hazard analysis and critical control point (HACCP) system and sanitary control

Keiko NODA

### I 目的

食品業界では、規制緩和の流れの中で、自主管理が重要となってきた。HACCPは衛生管理の有効な手法として世界規模で適用が推進され、日本では平成7年の食品衛生法改正により特定食品に承認という形でHACCPの推進が図られてきた。

横浜市では、平成11年度に食品専門監視班を発足し、大規模な食品製造施設等を中心に監視指導、自主管理支援を行っているが、現在のところ承認、HACCPの導入が進んでいるとは言えない状況にある。今回、自主管理推進、HACCPの導入を進める方法、また導入が進まない理由を調べ、業務の参考とするため調査を行った。

### II 方法

#### 1 調査対象及び方法

食品専門監視班が把握する約750施設の中から食品製造業168施設を対象に郵送法によりアンケート調査を実施した。回答は各施設の製造部門の責任者に依頼した。

#### 2 調査の内容

HACCPの認知、導入するメリットやその際に障害となるもの、導入の意向や推進要素などを中心とし、併せて導入企業のイメージ、衛生管理の取り組みなどについて調査した。

### III 結果及び考察

#### 1 回収状況

103施設が回答し61.3%の回収率であった。

#### 2 回答施設の属性

103施設のうち、10人以下が42施設、11人から20人以下19施設、21人から50人以下27施設、51人以上が15施設で、これを従業員数階級として分類した。許可業種では、数の多かった6業種を検討したが、大きな特徴は見られなかった。

#### 3 傾向等

調査結果から、製造者の実状や問題点及び要望を整理し、

食品専門監視班が自主管理支援をどう進めるかという点に絞って検討した。

認知は、103施設の回答があり82施設でされており、従業員数の少ない施設ほど認知の割合が下がり、この階級に周知がより必要と思われる。

導入のメリットは、95施設の回答があり、92施設が認めているが、具体的な取り組みには至っていない傾向がある。メリットの周知と、具体的な指導、各施設の出来ない原因を究明する等により効果が得られると思われる。

導入の大きな障害として設備経費、施設の老朽化、中程度の障害としてスタッフ不足、維持の難しさが挙げられ、HACCPの捉え方に起因している可能性がある。各施設の現状にあった管理を検討することで解決の糸口を見いだせられると思われる。

導入企業は大企業が多いというイメージをもっており、これを払拭し、各施設ごと衛生管理の検討が必要であることを認識してもらうよう普及、周知が必要と思われる。

導入推進要素として「従業員の意識」、「会社の方針」、導入したい理由として「衛生管理の向上」が挙げられた。また、「衛生管理と品質が結びつく」が挙げられた。これらの回答を周知する際に参考にすれば、より効果が得られると思われる。

現状を他社と比較し「やや進んでいる」が挙げられた。衛生管理に終わりではなく、現状の再点検が必要と思われる。

消費者のHACCPの理解が十分とは言えないことが回答から示唆され、福祉保健センターと協力し消費者への知識普及が必要と思われる。

### IV まとめ

食品専門監視班が自主管理支援を実施する際、次のことが重要となると思われる。

- 1 衛生管理、HACCPの正確な知識の普及、導入支援資料の作成、講習会等を実施及び周知
- 2 施設に合ったHACCP、衛生管理への助言
- 3 食品ごとの危害の整理
- 4 一般的衛生管理の見直し、徹底
- 5 福祉保健センターと協力し消費者へ知識の普及

指導教官：藤原真一郎 (衛生獣医学部)

## ＜教育報告＞

### マクロファージ系細胞の諸機能に及ぼす内分泌攪乱化学物質の影響

加藤 未歩 (環境コース)

#### Effects of endocrine disrupting chemicals on biochemical and functional parameters in macrophages

Miho KATOU

#### ＜目 的＞

近年、様々な化学物質がエストロゲン様作用を有し、内分泌系を攪乱することが報告されている。我々の身の回りには、これらの化学物質を利用して作られた製品が多く、食品包装品などからの食品への移行などによって日常的に摂取している可能性がある。生体内では、内分泌系と免疫系は密接につながっており、集団で感染死した野生生物の観察により、これらの化学物質が免疫系に影響を及ぼしている可能性が指摘されている。

そこで、内分泌系の攪乱を疑われている化学物質が、免疫系、特にマクロファージの機能にどのような影響を与えるかを調べるため、マクロファージ系培養細胞とマウス腹腔常在性マクロファージを用いて内分泌攪乱化学物質の及ぼす影響を検討した。マクロファージの活性化の指標として、NO産生と、マクロファージの機能の一つである貪食能について着目した。

#### ＜方 法＞

##### ①マクロファージ系培養細胞を用いた研究

RAW264.7に、13種類の化学物質、4-ノニルフェノール (NP)、オクチルフェノール (OP)、フタル酸ジエチル (DEP)、フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)、フタル酸ベンジル-n-ブチル (BBP)、フタル酸ジエチルヘキシル (DEHP)、フタル酸ジシクロヘキシル (DCHP)、ビスフェノールA (BPA)、2,4'-DDE、4,4'-DDE、ゲニステイン、ダイゼイン、 $\beta$ -エストラジオール (E2) を $10^{-3}$ ～ $10^{-16}$ Mの濃度で37℃16時間処理し、LPS存在下と非存在下におけるNO産生量をGriess Reagent Systemを用いて測定した。

PMA刺激によりマクロファージに分化させたHL60に、上記と同じ13種類の化学物質を $10^{-4}$ ～ $10^{-16}$ Mで37℃3時間処理し、蛍光ビーズを2時間貪食させた。フローサイトメトリーを用いてビーズを食べた細胞と食べなかった細胞

の数をカウントし、貪食した細胞の割合を算出した。

##### ②マウス腹腔常在性マクロファージを用いた研究

5週齢の雌のBALB/cに、BPA, DCHP, NPを0.5, 5, 50, 500 mg/kg体重/dayで4週間投与した後、腹腔常在性マクロファージを回収し、培養細胞と同様の方法でNO産生量と貪食能を測定した。

#### ＜結果及び考察＞

in vitroでは、マクロファージによるNO産生量は、アルキルフェノール類、フタル酸エステル類、BPA, E2で、 $10^{-3}$ ～ $10^{-4}$ Mと $10^{-10}$ ～ $10^{-11}$ Mの濃度においてNO産生を上昇させた。LPSで刺激したときには、処理した化学物質・濃度によって増加または減少した。貪食作用については、NO産生で見られたような有意な変化は見られなかったが、 $10^{-3}$ ～ $10^{-4}$ Mでは食作用が減少し、 $10^{-10}$ ～ $10^{-11}$ Mでは上昇する傾向が見られた。

in vivoでは、NP投与群においては、コントロールに比べて変化がなかった。DCHP投与群については、どの濃度でもコントロールよりもNO産生を減少させる傾向があった。BPAは0.5 mg/kg体重/dayと500 mg/kg体重/dayで上昇させた。貪食機能については、コントロールと比べて大きな差はなかった。in vivoでは個体間のばらつきが大きく、同じ投与量でも食作用を上昇させている個体と減少させている個体があった。

マクロファージの、異物に結合してそれを取り込み破壊するという異物捕食活動は、自然免疫において、感染における第一線での防御を担っている。このシステムは生物が広く持っている機能である。本研究においては、食作用という指標では化学物質の影響ははっきりと確認できなかったが、NO産生については影響があることが分かった。NO産生量の低下は、直接的に抗病原微生物作用の低下に結びつき、感染防御の低下につながる点で重要な知見であると思われる。

## <教育報告>

# 保健所における食品衛生に関する広報・啓発活動の検討

岩 月 優 和 (環境コース)

## A study on the information and education of food hygiene

Masakazu IWATSUKI

### I. 目 的

食を取り巻く環境は、製造、流通技術の発達や消費者ニーズの多様化、食品の広域流通などにより大きく変化してきており、生産から消費者までのフードチェーンを通じた管理が求められている。食品の安全性の確保には行政や食品関連業者のみならず消費者の役割も重要となっている。そこで本調査研究では、特に関心が高いことが予想される、抵抗力が低い乳幼児を持つ親を中心とした意識調査等を実施することなどにより、行政とりわけ保健所等による消費者への食品衛生の広報・啓発のあり方について検討を行った。

### II. 方 法

#### 1 消費者の食品衛生に関する意識調査

調査対象者は、横浜市中区在住であり、食品衛生についての関心がより高く、また不安も大きいことが予想される、妊娠中及び3歳以下の乳幼児を持つ女性とし、保健所母親教室、保健所での乳幼児健康診査、地域育児教室及び地域子育てグループ時に無記名自記式質問紙を手渡し配布して協力を依頼し、記入終了後に回収した。回答は177人から得られた。調査期間は、平成13年10月16日から12月12日。

#### 2 食品衛生監視員の意識調査

調査対象者は、国立公衆衛生院平成13年度特別課程食品衛生管理コース受講者50人（各自治体の食品衛生監視員）とし、質問紙を手渡し配布して協力を依頼し、記入後に回収した。調査期間は平成13年11月26日から29日。

### III. 結果及び考察

消費者が食品を選択する上での判断基準として、品質・鮮度、安全性を重要視しているという傾向がみられ、消費者の安全性への関心は高いと推察された。そして消費者は

食品に含まれる食品添加物等の化学物質への関心が高く、それらに対する不安を抱いていると考えられた。一方、食品衛生監視員は消費者に対し基本的な食中毒の予防知識などについて啓発すべきと考えていることが推察された。また消費者の大多数は、食品の安全性に関する情報が十分得られていないと考えており、情報の少なさ、情報の信頼性への不安及び情報のわかりにくさへの不満を訴えていた。消費者が要望する情報提供方法としては、リーフレット・パンフレットなどの印刷物、マスコミへの情報提供が大多数であった。消費者の多くが情報源としてマスコミ媒体を利用しており、テレビ・新聞による迅速な情報提供は、消費者の要望に対応できるものであると言えるであろう。食品衛生監視員では、マスコミへの情報提供が重要と考える人が最も多く、この点は消費者の要望と一致していたが、消費者の大多数が希望したリーフレット・パンフレットなどの印刷物については、広報効果への期待があまり高くないことが推察された。

マスコミのような一方通行の情報提供に対して、保健所の講習会などの事業は、教育という側面があると思われる。消費者に対し、食品衛生の基本的情報を提供していくこと、そして情報を正しく判断できるような基礎知識を持つように啓発（教育）していくことも保健所の役割であると考えられる。

現在の消費者への広報・啓発活動において、次のことが問題点として考えられた。1：消費者が必要と思っている情報が、十分消費者まで届いていないので、内容と手段の検討が必要である。2：消費者の基礎的知識が不足しており、それが食品の安全性への不安を感じさせる要因の一つと考えられ、基本的衛生知識の普及啓発が必要である。そして、今後の広報活動における課題としては、食品衛生への関心を持っていない層への啓発も挙げられる。画一的な広報ではなく、対象に応じた広報媒体の検討や提供する情報のレベルの検討がさらに必要である。

## ＜教育報告＞

# 保存法の違いによる麻痺性貝毒（ゴニオトキシン（1～4））の安定性に関する研究

作 田 裕 子（環境コース）

## Study on the stability of paralytic shellfish poison (gonyautoxin 1 ~ 4) in some storage conditions

Hiroko SAKUTA

### 目 的

食品検査機関において外部精度管理を実施する際、通常、検査試料が外部機関から配布され各検査機関で保管、検査される。麻痺性貝毒（以下PSP）の場合、毒化貝類等の天然物より調整された試料を複数の検査機関で測定することで、検査技術の評価、確認がされることが想定されるが、配布時及び検査機関での保存状態による試験試料の変化を極力防ぐため、PSPの安定性について把握しておく必要がある。

今回の研究では、PSPのうちゴニオトキシン（以下GTX）について、市販のGTX混合物（GTX1～4）を異なる温度及び容器等で保存し、経時的に高速液体クロマトグラフィー（HPLC）で測定することで、PSPの安定性及び適切な保存条件について基礎的検討を行った。

### 方 法

分析用標準試料は、財団法人 日本食品分析センターから配布された麻痺性貝毒標準品を用いた。試験試料は、GTX混合物（I～IV）（和光純薬工業株式会社）の原液または希釈溶液とした。

試験試料は、容器及び温度の影響を確認するため、冷凍保存（-30℃）、冷蔵保存（4℃）した試験試料はガラス瓶、ポリスチレン、ポリプロピレン製チューブに保存した。室温保存（25℃）した試験試料はガラス瓶に保存した。

また、試料の希釈・保存用溶液の違いが試料濃度に与える影響を確認するため、蒸留水、3mM HCl、50mM HClでGTX混合物を50倍に希釈し、保存容器はガラス瓶を用い、冷凍保存（-30℃）、冷蔵保存（4℃）で保存した。

GTX1～4、C1、C2のHPLC分析は大島らの方法により行った。

### 結果及び考察

冷凍保存した試験試料は、20週の段階では、全ての容

器について大きな濃度変化はなかった。このため、冷凍保存では保存容器の材質の違いによる安定性への影響はないと考えられた。また、融解せず冷凍状態を維持した試験試料と融解・凍結を繰り返した試験試料を保存開始後20週と比較したところ、成分の濃度差は認められなかったため、冷凍保存した試験試料を分析毎に融解・再凍結を20週で6回行うことについては、問題ないと考えられた。

冷蔵保存した試験試料では、ポリプロピレン製チューブで保存した試験試料は大きな濃度変化は見られなかった。ガラス瓶で保存した試験試料ではGTX4がやや減少する傾向が見られた。しかし、ポリスチレン製チューブで保存した試験試料では、保存中に試料溶液の蒸発が生じたため、分析を中止した。

室温保存した試験試料では、GTX1～4すべてについてやや減少する傾向が認められた。

これらのことから、試料を保存する条件としては冷凍保存が適しており、冷凍保存が不可能な場合でも出来る限り低温で保存することが望ましいと考えられた。

試料の希釈・保存用溶液の違いによる安定性について、蒸留水、50mM HCl及び3mM HClそれぞれについて、大きな濃度変化は見られなかった。このことから、通常PSPの保存時に用いられる酢酸溶液以外の50mM HCl、3mM HClで保存・希釈しても問題はないと考えられた。

今回は、精製された試料を用いて安定性の確認を行ったが、実際に検査所でPSPの検査を行う際には、貝類の剥き身、あるいは磨砕された状態の試料を保存、検査することとなる。これらの試料には、貝由来の種々の夾雑物や、GTX群以外のPSPの存在が予測される。PSPは、それぞれが同族体であり、相互変換が起こる可能性がある。

このため、今後、PSP陰性の貝類試料にPSPを添加する事で、夾雑物等による影響や、PSP成分の変換による濃度の変化等を確認していくことが必要である。

また、今回は最大22週保存期間であったが、1年以上の長期にわたる安定性についても確認を行う必要があると考えられた。

## <教育報告>

# イオンクロマトグラフィー質量分析計 (IC/MS) による イオン性有害物質の測定法開発と実態調査

大 桶 信 行 (環境コース)

## Development of analytical methods for ionic hazardous chemicals by IC/MS and investigation in environmental water

Nobuyuki OOKE

### 1. はじめに

イオン性有害物質は健康影響や環境中濃度に関するデータが少なく、その存在状況の把握が求められている。本研究では、一斉かつ選択性の高いイオンクロマトグラフィー質量分析計 (IC/MS) によるイオン性有害物質の測定法開発を行い、確立した手法を用いて水道原水中のイオン性有害物質の汚染実態調査を行った。

### 2. 実験方法

#### 2-1. IC/MSによるハロ酢酸・臭素酸等のイオン性有害化学物質の一斉分析法の開発

測定対象物質は、9種類のハロ酢酸類及び7種類の無機イオン類とした。ICの溶離液に有機溶媒混合時のMS感度比較を以下の条件で行った。①アセトニトリル：純水=10：90 ②メタノール：純水=10：90 ③メタノール：純水=20：80 また、水道原水中の臭素酸イオンの測定において、溶離液組成が純水100%時と純水：メタノール=80：20時における感度比較を行った。

#### 2-2. 水道原水のイオン性有害物質の汚染実態調査

水道原水試料は、全国の主要な水道事業者において過マンガン酸カリウム消費量が4.0mg/L以上の原水35検体について実態調査を行った。試料は、銀カートリッジフィルター (IC-Ag) に通水したものを検液とし、溶離液は純水100%とした。

### 3. 結果及び考察

#### 3-1. 移動相に有機溶媒混合時の感度の検討

アセトニトリル混合時よりもメタノール混合時の方が感度の上昇する物質が多かったが、メタノールの混合比に比例して感度は上昇しなかった。また、水道原水における臭素酸イオンのMS感度比較では、メタノール混合時では夾

雑物質のピークが大きくなり、臭素酸イオンの同定が困難になる傾向がみられた。

#### 3-2. 水道原水汚染実態調査

実態調査の結果、臭素酸イオンは、検出下限値以上が78%あった。水系別では、上位10検体に淀川水系のものが4検体、利根川水系のものが3検体含まれていた。

亜硝酸性窒素は全検体で検出下限値以下であったが、硝酸性窒素は、全検体から検出され、水系別では、上位5検体を利根川水系が占め、上位10検体のうち9検体が利根川、荒川、相模川の関東圏で占められていた。

### 4. まとめ

- ① イオン性有害物質のうち、ハロ酢酸や無機酸を一斉に計測する手法を確立した。無機酸は感度が高かったが、環境水分析では塩の妨害を受け感度が低下するため、銀カートリッジに通水したところ妨害を受けずに測定できるようになった。
- ② 溶離液に有機溶媒を混合した場合は、感度が上昇する物質と減少する物質がみられた。また、環境試料測定では、夾雑物質のピークが大きくなり、対象物質のピークの同定が困難になることがあるため、溶離液は純水のみが望ましいと考えられた。
- ③ 臭素酸イオンは淀川・利根川水系における汚染が顕著であり、発がんリスク $10^{-5}$ に対応する飲料水濃度 $0.5 \mu\text{g}/\text{l}$ 超過地点は23%あった。また、オゾン処理過程における検出最高値が約 $30 \mu\text{g}/\text{l}$ であり、本調査における最高値が $0.75 \mu\text{g}/\text{l}$ であることから環境水中の臭素酸イオン濃度は非常に低濃度であることがわかった。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の総計が環境基準を超過していた地点はなかったが、硝酸イオンは全検体で検出され、中でも利根川、荒川、相模川等の関東の河川における汚染が顕著であった。

## ＜教育報告＞

### 茶畑のある山地における硝酸イオンの挙動

外山訓之（環境コース）

## Environmental behavior of nitrate in tea plantation area and mountain trough

Kuniyuki TOYAMA

### 〈目的〉

1960年頃から硝酸性窒素肥料による地下水汚染がみられて以来、その対策が求められている。地下水を飲料水源としている地域における硝酸性・亜硝酸性窒素の健康影響として特に幼児のメトヘモグロビン血症に関する報告があげられている。1996年度から1999年度における水道統計によれば、ここ数年間に水質基準を越えている地点の数は調査数全体で5%ほど超過地点がみられている。また、地下水中の硝酸性窒素濃度について1986年から1993年にかけて行われた国内の土地利用別にみた調査によると、畑地において最高値67.98 mg/Lがみられるなど、特に山地茶畑にみられる地下水中の硝酸性窒素濃度は高い値を示している。特に硝酸性窒素肥料の過剰施肥がみられる茶畑などのみられる地域に対しては、汚染源での減肥として1999年11月施行の「持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律」において持続性の高い農業生産方式の導入が示され、有機肥料への転換と化学肥料・農薬の低減を一体的に行うことで、周辺環境への窒素成分の流出抑制を行おうとしている。このような状況とともに、地下水を飲料水源としている地域では水処理対策として、イオン交換法・電気透析法・逆浸透法といった物理学的的方法による硝酸塩除去技術の導入が行われている。また、対象作物の吸肥特性を把握した減肥など山地における窒素の循環を把握した対策が考えられている。そこで、硝酸性窒素肥料が多く用いられている山地茶畑における硝酸イオンの挙動を解明するとともに山地における汚染対策を提言することを目的に本特別演習を行った。

### 〈方法〉

- (1) 対象地域 静岡県清水市広瀬地区  
 (2) 調査期間 2001年9月から12月

### (3) 水質分析

現地での採水は、雨水からの影響を極力さけるために採水前の1週間ほどは降雨が観測されていない日を調整し、現地での採水を行った。現地において0.2 μmフィルターを通した後、ポリエチレン瓶に採取したものをイオン濃度分析試料とし、0.45 μmフィルターを通した後、ガラス瓶に採取したものを溶存有機炭素濃度測定試料とした。溶存酸素濃度をウィンクラー法に従い、採水した試料を調整し、それぞれを保冷箱におさめ、速やかに分析をした。陰イオン濃度をDionex ion chromatographyによる測定（定量限界0.05 mg/L）、NH<sub>4</sub><sup>+</sup>をmulti channel ion meterによる測定（定量限界0.02 mg/L）、溶存有機炭素濃度をTOC meterにより測定（定量限界0.01 mg/L）した。

### 〈結果及び考察〉

いずれの地点においても亜硝酸イオンは検出されなかった。秋肥の行われる9月、11月からの影響により、山地上部において高い硝酸イオン濃度がみられた。山地下部溪流水中の硝酸イオン量は山地中部とほぼ同じであった。山地上部・中部に比べ山地下部において溶存有機炭素量の増加と酸化還元電位の下降、硝酸イオン量の減少がみられた。先の溶存有機炭素は、森林域が主にみられる山地下部より流出されているものであるため、山地下部において溶存有機炭素量の増大がみられるとともに、この有機炭素による還元作用により酸化還元電位の下降が生じていると考えられる。そのため、硝酸イオンは窒素固定を受けていると考えられることから、山地上部・中部での硝酸イオンの合計負荷量に比べ、山地下部において流出水中の硝酸イオン量は減少していると推察された。以上より、茶畑における減肥とともに山地森林域での浄化能を用いるといった地形連鎖による対策により硝酸性窒素の流出を抑えることができると期待される。

## <教育報告>

# 現在の広域・大規模食中毒アウトブレイク対策の問題点と その課題を明らかにする —堺市O157食中毒事件を振り返り—

三 輪 哲

## New points of view for an existing measure at huge outbreak of food poisoning and infections at Sakai city

Satoshi MIWA

### I はじめに

現在、堺市におけるO157食中毒事件やアメリカで発生したハンバーガーによる病原性大腸菌O157食中毒事件など、運送形態や市場の拡大により大規模化、グローバル化が進んでいる。

本研究では世界でも最大規模の食中毒事件であり、わが国の食中毒対応体制に多大な影響を与えた堺市O157食中毒事件において見逃された問題点、あるいは修正されていない問題点を明らかにすることを研究の目的とした。

### II 方法

#### 1. 文献調査

堺市O157食中毒事件当時の堺市における対応体制等を報告書および関連文献から分析した。

#### 2. 聞き取り調査

文献調査から得られた情報から導き出された検討すべき推測および疑問点、文献調査により得ることのできなかった事件当時の現場の状況、現在の堺市における食中毒対応体制の概要とそれに対する考えを聴取する目的から質問事項を作成した。

対象者は堺市O157食中毒事件に直接かかわり、現在も堺保健所に勤務しているの職員4名に対して行った。質問形式は記録係一名と質問者一名で対象者4人に対し同時に聞き取り調査を行った。

### III 結果および考察

1. 堺市O157食中毒事件以後、堺市において食中毒対応の一極集中化が行われてきた。この一極集中化は、平成12年に起きた雪印乳業食中毒事件のクレーム処理における混乱を防止したと聞き取り調査で聴取した。食中毒集団発生時にその対応に関わる多くの人が対策の見通しと、方

向性を共有することが有効であると考えられることから、食中毒対応の一極集中化は評価できると考えられた。

2. 堺市O157食中毒事件の原因究明調査において、貝割れ大根以外に牛乳が統計的に発症と喫食の間に関連性が認められた。しかし、児童がO157に曝露した日以後の牛乳の検食、調理用具および配送用トラックの荷台を対象とした微生物学的検査が行われていたが、配送用コンテナ、配送用トラックのタイヤ、配送者および牛乳ビンを対象にした調査は行われていなかった。現在ではO157など、少数の病原体で感染するものも存在すること、および弁当容器からの病原体の検出が原因追及に寄与した事例があることから、従来考えられてきた微生物学的検査の対象を広げることが考えられた。

3. 堺市O157食中毒事件当時、その発症状況の概要を把握する調査が堺市内の全児童を対象に行われた。その際、大部分の児童に対し調査経験を持たない担任教師により聞き取り調査が行われた。しかし、このような全数調査は、収集したデータの正確さおよび迅速性に欠けること、今後の大規模食中毒発生時において教師等の都合のよい人員がいるかどうか不明なことから、大規模食中毒発生時におけるケースコントロール研究の使用が考えられた。

4. 現在堺市では緊急時に対する他機関との連携を含む対応マニュアルが整備されていない。食中毒などの緊急時に対する備えは災害と同様であり、危機管理マニュアルを作成することが重要であると考えられる。そのマニュアル作成の元となる情報は、国からの通知のみでなく自治体独自で情報収集を行うべきである。

また、マニュアル作成のみでなく、シミュレーション訓練や模擬訓練によるマニュアルの改善が必要である。このような訓練は職員の教育にも重要である。堺市ではシミュレーション訓練の計画は存在する。

以上より、食中毒発生時において必要と思われる機関（教育委員会など）の連携を含むマニュアルの作成、シミュレーション訓練、自治体独自の情報収集が必要と考えられた。

指導教官：谷畑健生、川南勝彦（疫学部）

## ＜教育報告＞

### 医薬品適正使用に向けての国際比較

小野寺 理 恵（環境コース）

#### International comparative study for rational use of pharmaceuticals

Rie ONODERA

##### ＜目 的＞

医薬品使用の実態は日本において把握しづらい状況である。今回、医薬品適正使用を決める要因を特定するため、医療現場での医薬品使用の把握が重要と考え、薬剤の使用状況を調査し、医薬品使用に影響を与える治療法と社会的要因を把握して適正使用を考えた。調査領域として片頭痛治療薬と抗生物質を用いた。

##### ＜方 法＞

抗生物質の使用状況を把握するため、WHO医薬品統計共同研究センター推進のATC/DDDシステムを用いて、抗生物質の品目毎の年間売上高と先発品の薬価に基づいて医薬品毎に1日当たりの1000人中患者数を計算し使用状況を推定した。アメリカの現状については医薬品の売上からの算出は難しい状況なので、処方箋枚数順位から使用状況を推定した。また、片頭痛の現状把握の方法として、Webサイトや文献等より情報を採取した。

##### ＜結 果＞

調査報告より、日本・欧米の片頭痛の有病率は人口の約1割、女性が男性の約3倍であり、片頭痛の日常生活への支障は両国とも大きかった。しかし片頭痛患者の受診状況・片頭痛の影響から仕事効率の低下を計算した間接的経済損失は、欧米に比べ日本は低い。これは、片頭痛が生命予後に深刻な影響を及ぼす疾患でないことや、未だ病態のメカニズムが完全には解明されていないことが、片頭痛が疾患であるとの認識を低くし影響を与えていると考えた。また、アメリカでは約10年前に頭痛専用治療薬が開発され、治療がされている状況と、日本で専用治療薬が2000年に使用可能となったばかりという状況の違いが影響を与えていると考えられた。

抗生物質において、1日当たり1000人中の患者の総数は、

日本が17.96、ノルウェーが17.23であったことから、日本とノルウェーでの抗生物質の使用量はほぼ同じであると分かった。しかし、使用順位を比較すると、日本では抗菌作用が広域のセフェム系が、ノルウェーでは狭領域のペニシリンが約半数を占めていた。これは日本の抗菌薬使用の手引き書中に記載の「耐性菌の問題を避けるため、むやみな広域抗菌薬の使用は避ける」との内容が生かされていない状況を表している。また、アメリカでは狭領域のペニシリン系と狭領域のセフェム系が多く使用されていた。狭域抗生物質を使用するアメリカ、ノルウェーは耐性菌の問題等から一次医療の教育を重視していることがわかった。

##### ＜考 察＞

日本で広域のセフェム系が多く使用されていたのは、ノルウェーやアメリカに比べ、1次医療と2次医療の区別が明確でないこと、病院の採用品数が限定されていること、セフェム系の開発の拠点が日本であることが考えられた。ノルウェーやアメリカは耐性菌を意識して1次医療に重要性をおき教育している状況で、狭域抗生物質が使用されていることから、日本は抗生物質使用後の問題意識が低いものとする。またノルウェーは大きな市場でない状況から、アメリカは保険制度がなく民間の健康保険の間で競争がある状況から、有効性と経済性の兼ね合いで医薬品が使われていると考えられた。このことから、保険制度や企業の圧力も日本の医薬品使用に影響を与えていると考える。

以上より、医療環境、保険制度、市場の規模、ガイドライン等による規制等により薬剤選択が大きくなることなどが判明した。また、医薬品が適正使用へ向かうには、病態の把握、治療法の開発、医薬品使用の社会的影響の把握が重要である。これらより、医療の在り方を意識したガイドの作成と、ガイドラインを適切に守らせるメカニズム、教育が重要と考える。

## <教育報告>

### 当事者組織の形成と育成における保健婦と保健所の役割 ～障害児を持つ親の会の事例から～

宮川清誇 (看護コース)

#### The role of the public health centers and public health nurses Support of a group of parents with handicapped children

Kiyoko MIYAKAWA

#### I. はじめに

これまで保健婦活動の中で、自主的に活動できる当事者組織の形成と育成、発展にむけて、悩みながら支援してきた。

そこで今回、当事者組織の形成から自主組織として発展した事例から、組織の形成と発展を促した要因を抽出し、当事者主体の組織形成と育成のための保健婦や保健所の役割を検討した。

#### II. 対象組織の概要

対象組織は、北海道木古内町で活動している「障害児を持つ親の会」である。会員は、脳性麻痺、自閉症、ダウン症候群、ダンディ・ウォーカー症候群、ソトス症候群の5名の児の母と家族で構成されている。

#### III. 調査方法

交流会に関する資料から経過を整理した。親の会会員と担当した保健所及び町職員に対し、会員の考え方や行動の変化に関して聞き取り調査した。経過に沿って会員の考え方や行動の変化と支援内容を流れ図として表現し、交流会の発展の促進要因、阻害要因、克服要因を抽出し、保健婦と保健所の役割について検討した。

#### IV. 結果および考察

##### 1) 保健婦の役割

###### (1) 「きっかけ」の発見

保健婦が個別の問題が地域のどのような問題のなかに位置づけられるかを判断する視点を持つことが、交流会や問題提起の場の設定につながったと考えられる。

###### (2) 保健所内での共通認識を図る

報告書などで保健婦の判断などが上司や同僚に伝わり、さらにそれは所内の合意や理解を促したといえる。

###### (3) 関係機関と情報の共有や共通認識を図る

保健婦が具体的に児について説明したことが、教育関係

者の認識を深め、小学校入学が可能となったと推測され、会員は地域が変えられるということを認識し、組織の発展に影響したと考えられる。

###### (4) 事業を実施継続していくための基盤整備

交流会の効果を保健所と町が共有したことで継続開催の必要性が理解され、保育体制の整備につながった。

###### (5) 当事者が地域に問題提起できる場の設定

会員は、公式の場で発言することで地域が変わる可能性があると認識した。当事者が体験的に学習し、効果を実感することが、組織の発展に促進的に働いたと考えられる。

###### (6) 会員間での意識や体験の共有化を図る

会員の発言を共有することで、地域を変えたいという願いに結びつき、会員が会議に参加するという行動につながったと推測された。

###### (7) 会員同士のつながりの強化

出席者と欠席者とのつながりを保つことが仲間意識を深めることの要因の一つとなったと思われた。

###### (8) 会員への動機づけや励まし

地域療育を支える周囲の人々からの励ましは、発会するうえで、強い動機づけになったことが考えられる。

###### (9) 活動目的の明確化

会員が発会の目的を具体的に考えられる機会を設定し、その過程で発会の必要性と目的を会員と共に考えていくことも、保健婦の役割として重要である。

###### (10) 活動内容の具体化

活動内容の具体化を図るための先進事例の紹介は、時期のみきわめが重要であることが示唆された。

###### (11) 活動を支える人を巻き込む

父親との交流の機会は、家族全体の共有体験となった。このことが家族の理解に結びつき、会員は発会できる自信が持てたと考えられる。

##### 2) 保健所の役割

自主組織の発展を促すためには、当事者自身の力によって地域を変えていけるよう、問題解決にむけて関係機関と情報を共有し、地域の問題を共通認識することが必要であり、そのためには当事者が問題提起できる場を設定し、関係者との相互理解を図ることが、保健所の役割といえる。

指導教官：岩永俊博 (公衆衛生行政学部)

## ＜教育報告＞

# 児童虐待の早期発見に関する保健婦の観察と方法

伊藤 なおみ（看護コース）

## The methods and observations on early diagnosis of child abuse by public health nurse

Naomi ITOU

### 〈目的〉

平成12年に示された「健やか親子21検討会報告書」では、乳幼児虐待対策を母子保健事業の主要事業の一つとして位置付けられ、地域での取り組みを強化することが掲げられている。今後も児童虐待相談件数の増加が予測されるため、保健婦の児童虐待の発見及び支援の実態を明らかにする必要があると考えた。特に保健婦の児童虐待の発見に着目した研究は少なく、どのような観察内容で虐待及びその疑いを確信するかは明らかにされていない。そこで、保健婦に虐待支援の現状と虐待を確信した状況を調査し、早期発見に有効な観察事項と方法を明らかにすることを目的に研究を行った。

### 〈方法〉

宮城県内（仙台市内を除く）の市町村・保健所保健婦405人に平成12年度中に支援した虐待及び虐待の疑いがある事例について、調査①（平成12年度における保健婦の18歳未満の児童虐待支援状況）、調査②（調査①のうち6歳未満の児童虐待確信状況）の2種類を郵送にて質問紙調査を、職場の代表者を通じて配布回収した。調査期間は、平成13年11月4日から平成13年11月19日で、調査項目は下記の項目とした。

調査① ・回答保健婦の属性・支援した事例数、児の年齢、虐待分類

調査② ・児の年齢と発見時の年齢、虐待分類と重症度  
・児の把握経路・支援時の連携機関  
・虐待及び虐待の疑いについての確信の有無  
・虐待及び虐待の疑いについて確信するまでの観察項目と観察した内容  
・虐待及び虐待の疑いを確信するためにとった行動  
本研究での「確信」とは虐待及びその疑いが確実に起こっていることを認識したことである。

解析はSPSS.9.0Jを用い、 $\chi^2$ 検定またはFisherの直接確率法を用いた。また確信の有無と観察内容の関連性を虐待

分類別にKendallの順位相関係数を、重症度と確信までの日数についてはKruskal-Wallis検定を用いた。

### 〈結果及び考察〉

#### 1. 調査①

60カ所（75.0%）の機関、246人（60.7%）の保健婦から回答があり、237人（58.5%）から有効回答が得られた。保健婦が支援した虐待及び虐待の疑いのある児は143人であり、72人の保健婦が支援していた。一人あたりの支援人数は、市町村保健婦が1.97人、保健所保健婦が2.2人であった。虐待分類では、「ネグレクト」（40.6%）、「身体的虐待」（35.0%）の順が多かった。

#### 2. 調査②

6歳未満の児83人の回答を得た。児の発見年齢は「1歳以上4歳未満」が62.7%、調査時の児の年齢は「1歳以上4歳未満」59.0%であり、重症度では「軽度」が30.1%で最も多かった。保健婦が虐待及び虐待の疑いを確信した児は56人（67.5%）であり、確信時の困難は27人であった。確信の有無は重症度と兄弟の問題に関連し、重症度では重症度が低くなるほど確信するまでに時間がかかっていた。また、保健婦の確信するためにとった行動では、「養育者との面接」「所属機関での事例検討」と関連があった。観察内容では「児の情緒問題」「母の児への応答性」「母の育児不安」「父の生活状況」「医療保健状況」が身体的虐待とネグレクトに共通して関連があり、さらに、身体的虐待では「皮膚状況」が、ネグレクトでは「児の発育発達状況」と「家事生活状況」が関連していた。

### 〈まとめ〉

保健婦は重症度の低い事例を多く支援しており、虐待の確信には重症度が低いほど時間がかかっていた。養育者とのコミュニケーションの取りづらさや虐待分類による観察内容の違い等のため、虐待の確信に困難を伴っていた。したがって、養育者との面接から確かな情報を収集し、疑いのある虐待分類ごとに問題を整理し、事例検討会などを通して、虐待の有無を判断し、早期に支援を進めていくことが重要であり、このような体制を整備することが必要である。

## <教育報告>

### グループインタビューを用いた未成年者飲酒の社会文化的要因に関する研究

橋本 由理 (看護コース)

## A study of socio-cultural factors relating to drinking among minors with a group interview method

Yuri HASHIMOTO

### I. 目的

地域の飲酒行動の特性が未成年者飲酒に及ぼす背景要因として社会文化的要因を抽出し、地域におけるアルコール予防対策を検討するための示唆を得る。

### II. 研究方法

対象地域：F県R地域。人口3万5千人（H12.4月現在）。時期：2001年10月～11月の3日間。方法：グループインタビュー法（以下「インタビュー」という）によりデータ収集実施。予備調査により確認された事項を参考に本調査インタビュー枠組みを設定。対象者：予備調査は保健所、町村役場保健婦6名。本調査は①未成年の孫と同居する祖父母8名。②小学5、6年生と中学生の子供を持つ父母8名。③19歳～25歳の青年男女8名。インタビュー項目：未成年の頃の飲酒体験／未成年の頃の親から受けた飲酒・喫煙防止教育経験／子供に飲酒防止を教えているか／未成年者飲酒への考え等。分析：録音した討議内容を逐語記録に起こし類似する発言内容に分類。飲酒関連の発言内容をセンテンスに分解し個々の発話データが示す内容に概念ラベルを付けた。比較を行い、同様の現象を示す概念に分類し、サブカテゴリーを見出し、更に抽象度の高いカテゴリーに結びつけ統合。データ収集・分析の厳密さや妥当性を確認するためデータを照合しカテゴリーの洗練作業を行った。

### III. 結果及び考察

祖父母グループの発話データから、R地域の飲酒行動は、日本の経済成長と同時期に、次のような変化を来したと推察される。酒が日常品となり習慣飲酒が定着し飲酒機会の増加。女性の飲酒に対する意識の変化や酒は少しなら身体に良いという意識が生じた。この地域社会環境の時代変化の中、飲酒に対する意識や社会環境も変化している。それに伴い親の飲酒に対する意識や態度も世代により徐々に異なっている。若い世代では、より飲酒に寛大な意識・態度があることが推察された。この意識態度は親の飲酒習慣や親の意識態度から影響を受け、子供の飲酒に対する価値基

準に影響を与えていると考えられる。仲間との飲み会が娯楽の一つとして位置づけられ、喫煙に比較し抵抗感が少なく、飲酒のリスク認識の低さがあると考えられる。また喫煙防止教育に比較し飲酒防止教育は教育の必要性に関する認識が低いと考えられた。個人の心理的側面では、生活の充実感のなさからの現実逃避の手段として飲酒を娯楽手段として活用している。今後の予防対策においては、特に若い世代をターゲットとした子供と大人双方への科学的根拠に基づいた健康教育、子供の心理面も配慮したアプローチも含めた集団予防プログラム開発が必要である。そのためには、家庭・学校・地域が連携した地域ぐるみの予防対策への取り組みが不可欠である。

表1 未成年者飲酒の要因

カテゴリー	サブカテゴリー	
親からの影響	親に飲酒習慣あり／飲酒の勧め／飲酒許容の教え／親が問題視しない／親に罪悪感がない	
	仲間からの影響	先輩仲間とのつきあい
外部要因	飲酒・喫煙防止教育	親から子供へ飲酒教育なし／親から子供へ喫煙防止教育あり／学校での喫煙防止教育あり
内部要因	周囲の寛大な態度	周りから子供の飲酒が非難されない
	アルコール業界からの影響	酒の自動販売機、コンビニでの酒販／CMテレビからの酒のイメージ／商品パッケージの紛らわしさ
内部要因	生活の充実感	飲み会が娯楽／熱中することがない／行く場所がない
	未成年者飲酒への寛大な意識・態度	喫煙より世間から受ける非難攻撃が少ない／喫煙より罪悪感がない／喫煙はダメだが少しなら飲酒しても良い／他人へ迷惑がかからなければ良い／抵抗感がない／世間から許容されている／自己決定する
	酒への好奇心	酒の味に興味

指導教官：望月友美子（公衆衛生行政学部）

## <教育報告>

### より良い研修企画のための達成道程表の検討と現状評価の試み ～保健所における精神障害者通所施設職員研修「作業所講習会」を通して～

藤本真弓 (看護コース)

## Progress assesment indexes in public health

Mayumi FUJIMOTO

### <目的>

地域保健の向上を目的して実施されている保健活動の、現状を評価し、今後の方策を検討する上での課題として、保健事業をどのよう改善し、充実を図るべきかか意思統一や基準が明確でなく、事業の十分な見直しができないことがある。

そこで、今回、より良い研修企画を目指すために、現在の企画の実施状況を判断し、今後の方向性を示す道しるべとなる達成道程表 (Progress Assessment Indexes) を作成し、それを用いて保健所で行われている研修にあてはめ判定、検討を試みた。

### <方法>

対象とする研修は、行政機関の研修のうち、公衆衛生や福祉などに関する新しい考え方や進め方、研究知見などに関する研修とし、今回は、東京都M保健所で行われている、精神障害者社会復帰施設職員に対する研修 (以下作業所講習会) とした。また、企画者の姿勢や考慮点といった、企画のあり方とした。

- 1) 教育研修に関する文献的検討を実施した。
- 2) 学識者や研修を担当する職員、研修受講者などに対する聞きとり調査を実施した。
- 3) 文献検討や聞き取り調査から得られた194のキーワードの中から、研修企画をする上で大切とされる内容104を抽出。それらを「研修の企画者が考慮すべき観点」と、その観点ごとに望ましい状態とはどのような状態かの段階を設定した、達成道程表を作成した。
- 4) 達成道程表を用いて、筆者、研修担当者、及び受講者が、作業所講習会の現状判定の試みた。

### <結果及び考察>

#### 1) 達成道程表の検討

研修企画をする上で大切とされる「ニーズ把握 (受講者

のニーズ、行政のニーズ)」「目的の設定 (目的の項目、内容方法)」「受講者の準備 (レディネス) (対象の選定、所属、受講者の課題の明確化)」「実践との結びつけの考慮」「評価の体制」「実施体制の整備 (企画者の意思・統一)」「受講者の企画参画度」の7つの観点からなる26の項目と、項目ごとに最も進んだ望ましい状態を最高段階として3ないし4の段階を設定した達成道程表を作成した。

2) 業所講習会を作成した達成道程表に当てはめ、筆者が現在の状況を判定した。

3) 作業所講習会の受講者5名と研修担当者2名に今回作成した達成道程表を用いて段階づけを依頼した。一致度は、0.86 (クロンバッハの $\alpha$ 係数)であった。

判定を試みた保健婦の感想や意見は表1に示す (表1)。

表1 受講者と企画者の感想 (企画者より聴取)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・示された項目と段階により、考慮していなかった点に気づけた</li> <li>・将来像が記載しており、道しるべになると感じた</li> <li>・目的の共有など、自分たちの状況を見直すことができた</li> <li>・保健婦と受講者の議論につながった</li> <li>・考慮すべき項目数が多く負担感を感じる</li> <li>・自分たちの活動にはレベルが高すぎる内容がある</li> <li>・充実発展の方向性で違いが分からないものがあつた</li> </ul> |
|---|

4) 達成道程表の検討と、それを用いた保健所研修の判定の試みから、次のことが明らかになった。

- ・段階を判定することで現状の認識ができた。
- ・今後の充実の方向性がしめしてあるため、現状改善のための対策が見出しやすい。
- ・関係者が協働して研修の現在の状況を検討する道具として利用できることが示唆された。
- ・達成道程表の作成課程を、企画者や受講者が一緒にたどることで、自分たちの研修の具体的な将来像を描き、現状の課題や対応策を共有できる可能性があると考えられた。

## <教育報告>

# 東京都のアレルギー対策における研修の便益 地域住民と研修受講者の支払意思額を用いて

岩野恵子(看護コース)

## The benefit of the training program for the measure against allergy of Tokyo Using willingness to pay of community residents and trainees

Keiko IWANO

### <目的>

都道府県で実施される研修の経済的評価を行うため、地域住民と研修受講者の研修に対する支払意思額(Willingness To Pay:以下, WTP)を、仮想評価法を用いて測定し、研修の便益を推計した。

### <方法>

#### 1 評価対象とする研修

アレルギー対策として実施される仮定の研修として「アレルギー個別相談(以下, アレルギー相談)の質の向上を目的とした研修(以下, アレルギー研修)」を評価対象とした。

#### 2 3歳児調査

平成13年10月～11月に東京都市町村で実施された3歳児健診を受診した3歳児の親575人を対象に自記式調査票を用いて実施した。アレルギー相談とアレルギー研修のシナリオを提示し、3歳児が18歳になるまでの15年間、事業運営のための税金を支払うという想定で、「年間で最大いくらまでなら新たな税金を支払ってもよいか」と、追加的な税金のWTPを設問した。

#### 3 保健婦調査

平成13年11月に東京都市町村の保健婦330人を対象に自記式調査票を用いて実施した。調査票にアレルギー研修のシナリオを提示し、「もしこの研修が有料だとしたら、研修に参加するために最大いくらまでなら支払ってもよいか」と、自己負担料のWTPを設問した。

### <結果及び考察>

#### 1 3歳児調査

アレルギー相談に対するWTPは平均値2,149円、標準偏

差2,840円、中央値1,000円であった。アレルギー研修に対するWTPは平均値1,527円、標準偏差2,236円、中央値500円であった。アレルギー相談のWTPは、3歳児がアレルギー疾患を持つの方が低かった。アレルギー研修のWTPは、3歳児がアレルギー疾患を持つの方がWTPが低かった。

アレルギー相談のWTPはアレルギー相談、アレルギー研修の主観的効果(アレルギー相談の利用で得られる安心感の程度、保健婦がアレルギー研修を受けることでアレルギー相談の技術が高くなると思う程度)と正の相関がみられた。また、アレルギー研修のWTPはアレルギー相談、アレルギー研修の主観的効果と正の相関がみられた。

この結果から、アレルギー研修の便益としては、質の高いアレルギー相談を利用することから得られる安心が評価されていた。アレルギー対策としての研修では、地域住民全体の不安を軽減することを目指した事業展開を図ることができる人材を育成する必要がある。

#### 2 保健婦調査

アレルギー研修に対するWTPは平均値5,647円、標準偏差7,837円、中央値3,000円であった。WTPはアレルギー研修の必要性・主観的効果(アレルギー研修により知識や技術が高まる程度)と正の相関がみられた。

保健婦にとってのアレルギー研修の便益は知識や技術の向上であった。しかし、地域住民のニーズの高さを表すアレルギーに関する相談を受ける頻度とWTPとの関連は相関係数0.003で関連はみられず、便益には知識や技術の向上により地域住民のニーズに対応できるという価値が含まれていない可能性がある。研修企画者、受講者は研修が地域住民のために実施されることを認識する必要がある。

## <教育報告>

# 看護学生の低用量ピルに関する知識および意識調査

竹原 めぐみ (看護コース)

## A Survey of knowledge and consciousness of nursing school students for low-dosage-pill

Megumi TAKEHARA

### I. はじめに

近年、女性の妊娠・出産・性の健康と権利として、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考えが提唱され、日本でも低用量ピルが解禁された。これにより、日本の女性は自ら安全な避妊法を選べ、妊娠・出産の権利を一つ獲得したと言われている。しかし、低用量ピル使用者は少ないと推測され、女性が自らできる避妊法を選択していないとも言え、女性の意識の低さを物語っているとも思われる。一方、低用量ピルの知識の有無がピルに対する考え方に影響を及ぼすという報告もあり、女性の意識だけでなく、知識のなさが低用量ピルを選ばない女性を多くしていると考えられる。そこで今回、低用量ピルに焦点を当て、女性が自身の性についてどの程度の知識や意識を持ち、その知識と意識に関係はあるのかを明らかにすることを目的に調査を行った。

### II. 調査方法

#### 1. 調査対象

地方都市の看護学校女子学生226人

#### 2. 調査方法・調査内容

調査は無記名自記式調査票を用い、2回実施。1回目は低用量ピルの知識、月経の知識、避妊行動について質問した。その後、低用量ピルに関する説明文を学生に配布し、2回目の調査を実施し、知識習得前後での低用量ピル使用希望を比較検討した。

#### 3. 調査期間

平成13年11月26日～平成13年12月21日

### III. 結果・考察

回収数は1回目が164人(回収率72.6%)、2回目が153人(同67.7%)であった。年齢は「25歳未満」が全体の8割であった。

現在、108人(65.9%)が「性交の機会を持つ」と答えており、性行動は活発である。そのうち、「排卵時期」と

「妊娠しやすい時期」を理解している人は約46%であり、避妊を「毎回必ず行なう」人が約46%と少なく、妊娠の危険性の高い無防備な性行為を行っていると推測される。

低用量ピルの使用希望者は10%であり、「使用したくない」人83人(50.6%)のうち、43人(51.8%)がその理由を「副作用がある」としていた。そこで、低用量ピルに関する知識を見たが、全体的に低かった。さらに、知識得点の高い人に「使用したい」人が有意に多かった。

対象者に低用量ピルの情報を提供した後の調査では、「使用したい」人が約8%増加し、「使用したくない」人も約9%増加し、「わからない」人が約17%減少した。使用したい人が増加したのは、低用量ピルを知らなかった人が、情報を得たことで、避妊法として考えることができたことと推測される。一方、使用したくない人が増加したのも、婦人科の受診の必要性、毎日内服等の知識が増え、面倒と感じ、避妊法として考えられなかったと思われる。

以上より、情報の提供は知識を高め、知識を得ることで意識に影響を及ぼすと推測された。

最後に、低用量ピルは安全で簡便なため避妊法に適していると考えられるが、現在の状況では知識も意識も乏しいため、女性は権利の獲得のために与えられた手段を活用できていないと言える。本当の意味で権利を獲得するためには、女性は身体・生理的なことにまで関心を持ち、高い知識と意識を持つことが重要である。

### IV. 結論

看護学生の低用量ピルの知識や性行動の実態を調査した結果、以下のことが明らかになった。

1. 性行動は活発であるとともに、妊娠の危険性の高い無防備な性行動を行っており、性に対する意識が低い。
2. 低用量ピルの知識は低いため、与えられた権利の一つである低用量ピルを避妊法として選択できていない。
3. 低用量ピルに関する情報の提供はそれに関する知識を高め、意識に影響を及ぼすと推測される。
4. 女性が性と生殖における権利を獲得するには、高い知識と意識を持つことが重要である。

指導教官：西田茂樹 (保健統計人口学部)

## ＜教育報告＞

### 難病患者に対する介護支援専門員の困難な状況と保健所の役割について

木 戸 美代子（看護コース）

#### The things required of the public health center to the betterment of hard circumstances which care managers have been caring for cases of incurable diseases

Miyoko KIDO

#### I はじめに

保健所の難病対策の推進には介護保険サービスの活用が重要となった。しかし、難病患者・家族に対する介護支援専門員の取り組み上の問題や困難は明らかにされていない。そこで、難病患者に対する介護支援専門員の活動実態と、それを進める上でのニーズを明らかにし、保健所の介護支援専門員への支援のあり方の検討を目的に調査を実施した。

#### II 研究方法

A県C保健所管内の全介護支援専門員88名を対象として、平成13年8月10日～9月14日の期間に郵送によるアンケート調査を実施した。その中から19名へ、平成13年11月30日～12月7日の期間に電話による聞き取り調査を実施した。調査内容は介護支援専門員の①要介護認定調査（以下認定調査と記す）、②ケアプラン作成業務の状況、③勤務・業務状況、④保健所の難病事業に対する知識、⑤保健所の支援に対する要望とし、解析にはSPSS 9.0J for windowsを用いた。

#### III 結果

介護支援専門員の多くは介護認定調査員として委託されており、神経難病患者の介護認定調査を実施したほとんどの者が、身体状態の麻痺・拘縮と移動等「身体状況の判断」に困難を感じていた。また、神経難病患者の介護サービス計画（ケアプラン）作成を実施した5割が、「患者・家族の心身状況等のアセスメント」に困難を感じていた。ケアプラン作成業務では4割の者が関係者と連携をしていたが、医療関係者との連携に困難を感じていた。介護支援専門員の業務については、保険給付管理事務が多く、利用者支援ができないと感じている者が多かった。また、残業や休日勤務があるため時間的拘束が長く、社会的評価の低さや不十分な支援体制による精神的な負担があり、やりがいを持つ者が少ない状況がみられた。保健所への要望は、難

病に関わる知識・情報提供、ケア・マネジメントに関わる技術及び専門医を含めた医療関係者との連携支援、保健所難病事業等の情報提供であった。

#### IV 考察

保健所の介護支援専門員への支援のあり方

**1 難病患者の認定調査・ケアプランに必要な知識と技術**  
介護支援専門員に対する支援は、地域全体の介護保険サービス向上につながり、在宅難病患者支援体制の構築において重要である。難病患者に対する介護支援専門員の困難は、認定調査では「身体状況の判断」、ケアプラン作成では「患者・家族の心身・社会状況のアセスメント」であった。保健所は難病の医学・看護・介護に関する知識・技術の支援を介護支援専門員の業務状況に応じて実施する必要がある。

#### **2 医療関係者との連携**

介護支援専門員の個々の医療関係者との連携支援と共に、専門医を含めた医療関係者の連携体制づくりの推進が必要である。

#### **3 介護支援専門員への支援**

介護支援専門員の勤務状況及び業務内容から、支援体制が十分でないことによる精神的負担の大きいことが伺われた。保健所は介護支援専門員と情報交換を行い、精神的な支援体制づくりと共に、今後、より詳しい業務状況の把握をし、業務状況改善のための支援も必要である。

#### **4 保健所からの情報発信**

今回の調査では、地域の住民・関係者も含めた、積極的な情報提供活動が求められていた。地域在宅難病患者支援体制構築をより推進していくために、保健所の難病対策に関する情報発信が必要である。

#### V 結論

難病患者に関わる介護支援専門員に対する保健所の役割は、難病に関わる知識・情報の提供及び技術支援の実施、医療関係者との連携ならびに精神的支援の体制づくりである。また、難病対策等に関わる情報発信が一層必要であると考えた。

指導教官：石井享子（公衆衛生看護学部）

## ＜教育報告＞

# 精神障害者の再申請・再通報に関連する要因に関する研究 —精神保健福祉法による申請・通報のあった事例より考える—

熊越 祐子 (看護コース)

## A study on factors which relates to repeated applications and reports based on Low Concerning Mental Health and Welfare for the Mentally Disordered

Yuko KUMAGOSHI

### ＜目的＞

滋賀県においては、精神保健および精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法という）に基づく診察及び保護の申請・警察官等による通報が増えており、保健所が危機に介入する場面が多くなっている。しかし、精神保健福祉法による申請・通報等についての詳細な状況が整理されていない。また、業務の中では、法に規定された対応が優先するため、危機介入が増えてくると、日常の予防的な活動、特に再発を防ぐための個別ケアにも手がまわらなくなってくるのが現状である。

そこでこうしたケアにかかる事項も含めて、精神保健福祉法の申請・通報のあった患者の状況を明らかにすること、精神保健福祉法の再申請・再通報に影響を及ぼす要因を明らかにすることを目的に研究を行った。

### ＜方法＞

精神保健福祉法第23条（一般県民・家族）、24条（警察署）、25条（検察官、保護観察所長）、26条（矯正施設長）による、診察及び保護の申請・通報のあった者に対する対応を危機介入と定義した。平成8年4月から平成10年3月までに危機介入があった者を、1回目の申請・通報後3年間に再度の申請・通報があったを再申請有群（以下、あり群）と、再度の申請・通報がなかったを再申請無群（以下、なし群）に区分した。滋賀県健康対策課に提出されている診察及び保護の申請書、精神障害者調査書、措置入院に関する診断書及び保健所に保管されている個別記録等より分析項目を選定した。分析項目は、対象者の概要、危機介入時の状況、ケアの状況の大きく3つに分類された。分析項目についてあり群となし群を比較し $\chi^2$ 検定を行った。次

いで、 $\chi^2$ 検定で有意差のあった項目を説明変数とし、再申請・再通報の有無を目的変数とする重回帰分析を行った。

### ＜結果＞

あり群の特徴として、対象者の概要は保護者が市町村長が多いことであった。危機介入時の状況では性的異常行動有が多いこと、風俗犯的行動有が多いこと、当日の医療機関の援助有が多いこと、措置入院期間が1週以上3ヵ月未満が多いこと、措置解除後の処遇が入院以外が多いことであった。ケアの状況では危機介入以前のかかわりが多いこと、危機介入後のケアが多いことであった。また、ケアの焦点を個人や家族にしているのが多いこと、ケアの分類として観察・判断や代行・実践、調達・調整の実施が多いこと、ケアの内容として医療機関との関係づくりや家族への働きかけ、関係職種との連携の実施が多いことであった。関係者によるケース検討の実施や医療機関サービスの利用も多かった。

ケアが再申請・再通報を減少させる要因になると考えて分析に用いたが、あり群において多くのケアが実施されていたことから、ケアに関する項目は重回帰分析の説明変数の候補としなかった。具体的には「保護者の種別」「性的異常行動」「当日の医療機関の援助」「措置入院期間」「措置解除後の処遇」を説明変数とした。再申請・再通報を目的変数とする重回帰分析の結果、精神保健福祉法の再申請・再通報が増えることと関連する要因は、保護者が市町村長であること、初回の危機時の措置入院期間が1週以上3ヵ月未満であること、初回の申請・通報時に性的異常行動があることであった。

## <教育報告>

# 保健婦の基礎教育における「地域活動」の教育方法に関する研究

稲岡 由美子（看護コース）

## A study on educational of “community health nursing activities” in fundamental public health nursing education

Yumiko INAOKA

### I 研究目的と方法

保健婦の基礎教育で学ぶ地区活動の展開方法の4過程を、卒後の実践状況に対応したものにするための効果的な教育方法のあり方について明らかにするために以下の目的で行った。

#### 1 研究目的

- 1) 地区活動論の教育目的・目標，教授方法，時間数等から基礎教育に必要とされる要素の抽出と教育の実態を明らかにする。
- 2) 基礎教育で学んだ方法が実践現場でどのように活かされているかを明らかにする。
- 3) 実践の現場状況に即した活動方法の特性を活かした教育方法のあり方を検討する。

#### 2 方法

##### 1) 地区活動の教育評価項目の作成

教育課程や要領などから29の項目を抽出し，それを地区活動の展開方法の4過程に分類した。次に，1過程ごとに学習項目を設定し，「地区活動の教育評価項目」として20項目を作成した。

##### 2) 教育の現状に関する調査

保健学科専任教員7人を対象に，「地区活動の教育評価項目」の重要度，教授方法，効果的な教授方法などについて，自記式質問紙調査を行った（回収率100%）。

##### 3) 地区活動に関する理解と実践に関する調査

卒業生249人を対象に，演習・実習内容の必要度，「地区活動の教育評価項目」の重要度・実践状況・教授方法，地区活動実践状況について，自記式質問紙調査を行った（回収率47.8%）。

#### 3 解析方法

SPSS9.0を用い，集計解析を行った。基礎教育内容の必要度や教授方法，地区活動の実践状況とは学科別に，望ましい地区活動の単位は，学科別と現状で $\chi^2$ 検定を行った。「地区活動の教育評価項目」については，重要度と実践状

況，教授方法のそれぞれを得点化し，因子分析（主因子法，バリマックス回転）を行った。この結果と多次元尺度法（ALSCAL）による布置図から，20項目の関連要因を見た。

### II 結果および考察

#### 1 「地区活動における教育の評価項目」の構造

因子分析とALSCALから重要度，実践状況，教授方法とも20項目を4分類で考えることは難しく，実践状況では3構造になっていた。実践状況に対応して地区活動を学ぶためには，「計画・実施・評価」の3過程で考えることが望ましいが，計画と評価が離れた関係にあったため，評価から計画へのフィードバックが弱い状況であると推察される。

#### 2 基礎教育で習得した学びと実践活動の現状

基礎教育の演習・実習内容は地区活動の理解や学びを深めることに役立つと考えられ，時間をかけて行う演習や実習が，実践に必ず結びつくものではないことが理解できた。望ましい地区活動の単位は，保健科の方が市区町村単位の立案の選択が多かった。

#### 3 効果的な教授方法と教員の役割

今後の教育のあり方として，「地区調査」と「健康教育・健康相談」を連動させ，地区活動の展開方法を計画から評価までを基礎教育で経験できるようにし，計画と評価がより近い関係となるような工夫が求められる。

教員には，講義内容と演習・実習を結び付けて考えられるような関わりが必要になると考える。

### III まとめ

「地区活動の教育評価項目」は，計画・実施・評価の3過程で実践されていた。今後は，計画・実施・評価の3過程と，評価から計画にフィードバックする体験ができるように，演習と実習で取り組む「地区調査」と「健康教育・健康相談」を連動していく必要がある。

## ＜教育報告＞

# 市町村における精神保健福祉活動と保健所の役割 ～Y県I健康福祉センター管内における精神保健福祉活動の 促進要因の検討から～

平 川 恵 (看護コース)

## A study on role of public health centers in municipal mental health and welfare activities

Megumi HIRAKAWA

### I 目的

平成14年度から精神保健福祉業務が市町村に一部移管される。精神保健福祉業務一部移管後の具体的な保健所の役割を検討するために、市町村の精神保健福祉活動の現状と課題を明らかにすることとした。

### II 研究方法

#### 1 精神保健福祉業務についての調査

精神保健福祉業務の実施状況と課題、保健所支援の必要性を明らかにすることを目的に、I健康福祉センター管内各市町村の保健婦代表9人に自記式質問紙調査を行った。調査内容は①来年度からの相談窓口②精神保健福祉業務の実施状況③今後の精神保健福祉活動④精神保健福祉活動を推進していく上での課題とした。

#### 2 保健婦活動についての調査

地区活動の現状と課題及び保健所支援の必要性を明らかにすることを目的に、I健康福祉センター管内市町村保健婦47人に自記式質問紙調査を行った。調査内容は①研修の参加状況②地区活動の実施状況③地区活動における保健所支援の必要性とした。

#### 3 精神保健福祉活動の促進要因の検討方法

活動が充実している市町村と充実していない市町村を比較し、促進要因の検討を行った。市町村が必要と判断した事業を半分以上実施している場合を「事業実施率が高い」、能動的な活動である訪問について「積極的である」と答えた人が半数以上であった場合を「地区活動に積極的である」と判断した。相談への主体性については、「保健所に相談しながら市町村で継続対応すると答えた保健婦が半数以上であった場合を「主体的」と判断した。

### III 結果及び考察

調査の回収数は精神保健福祉業務については9(100%)、保健婦活動については45(95.7%)だった。

事業の実施率が高かった市町村では①地区活動に積極的だった②相談に対して主体的に対応していた③関係機関との協議・情報交換の場があった④受診・生活指導等の相談窓口が保健部門であったことが共通しており、市町村における精神保健福祉活動の促進要因として考えられる。

住民にとって保健所へのアクセスが良い市では、障害者の生活実態がわからないという現状があり、保健所は現状把握できるような情報提供を行う必要があると考えられる。

地区活動が積極的である市町村は事業の実施率が高く、相談に対しても、主体的に対応しており、関係機関との協議等も行われていた。また、受診等の相談窓口が保健部門だった。事業のさらなる実施のために、保健所は事業の共催などによって事業の定着に向けた支援が必要であると考えられる。また、地区活動に積極的ではない市町村では、事業の率が低く、相談に対しても主体的でなかった。また、関係機関との協議等も行われていなかった。地区活動に積極的に関わることが必要であり、保健所は、同行訪問や相談体制の整備といった地区活動への支援が必要であると考えられる。

### IV 結論

市町村の精神保健福祉活動の促進要因として①地区活動に積極的であること②相談に対して主体的に対応していること③関係機関との協議・情報交換の場があること④相談窓口が保健部門であることが促進要因として考えられた。

保健所の役割として、保健所へのアクセスが良い市では、現状把握のための情報提供、地区活動に積極的な市町村は、事業の拡大と事業の定着化に向けた支援、地区活動に積極的ではない市町村に対しては、同行訪問や相談体制の整備等、地区活動への支援が必要であると考えられた。

## <教育報告>

# 中高年の女性の更年期症状とその関連要因

岡山 美穂 (看護コース)

## A study on the menopausal symptoms and its background factors

Miho OKAYAMA

### I はじめに

男女共同参画2000年プランが実現し、「女性の生涯を通じた健康事業」が開始された。女性の健康に関して、総合保健システムの構築が始まりつつある。本研究では地域の中高年の女性を対象に、女性たちの抱える健康課題の重要なテーマである更年期症状を取り上げ、それに関連する要因を検討した。

### II 研究方法

#### (1) 調査対象及び方法

基本健康診査に来所した30歳から69歳までの女性231名に、無記名の自記式質問紙調査票を用い、調査員が配布回収した。

#### (2) 調査内容

属性、更年期症状、閉経に対する意識、自尊感情の4項目

#### (3) 調査期間

平成13年11月20日から12月4日の3日間

### III 分析方法

統計ソフトSPSS 9.0 for Windowsを用いた。

### IV 結果及び考察

回答者は221人、回収率は95.6%であった。本調査は、更年期症状をとりあげているため、既往に子宮癌、甲状腺疾患などのあるものを分析から除外し、213人の対象を得た。

#### 1. 更年期指数の合計得点への影響要因

更年期指数の得点と属性、閉経に対する意識、自尊感情を相関係数でみると、属性のうちの閉経の状況、閉経に対する意識、自尊感情に有意な相関がみられた。このことから、更年期指数の合計得点は、閉経意識、自尊感情と関連があることが考えられ、さらに、症状は世代に関係なく出現していることが明らかとなった。

#### 2. 更年期症状の因子得点への影響要因

更年期症状を分類し、各項目との関連をみるために因子

分析を行った結果、5因子が抽出された。第1因子「いわゆる血の道症状」、第2因子「いわゆる不定愁訴」、第3因子「不安神経症状」、第4「感覚障害」、第5因子「不眠」とした。

第1因子は、閉経中期に高得点であり、40歳代から50歳代にかけて平均因子得点が上昇していることから、エストロゲンの分泌低下によっておこる更年期症状の一つである、ホットフラッシュと呼ばれるものであると考えられる。さらに、この第1因子は「自尊感情」と相関がみられ、自尊感情の低い者に「いわゆる血の道症状」が強く出るという関連がみられた。

第2因子は30歳代から60歳代を通して長期に出現していることが明らかとなった。閉経後の女性には、エストロゲンがしばらくの間、影響を与え、閉経とは関係のない世代においても、PMS「いわゆる月経前症候群」として現れていると思われた。一方、閉経を過ぎた60歳代も更年期症状の一部である不定愁訴があることも確認された。不定愁訴は世代を通して長期に出現していることを認識し、世代に応じた対応をしていくことが必要であると考えられる。さらに、この第2因子にも第1因子と同様に自尊感情と相関がみられた。

第3因子は、閉経に対する意識の第1因子「否定的に受け止める」と「自尊感情」に相関がみられた。このことから、中高年の女性は閉経をマイナスイメージとして捉えられており、その意識が更年期症状にも影響を与えていることが考えられた。

### V 結論

30歳代から60歳代の女性を対象に、女性たちの抱える健康課題の重要なテーマである更年期症状を取り上げ、その関連要因を検討し、以下の結論を得た。

- ① 更年期症状は30歳代から60歳代の年代を通して変わらず出現していた。
- ② 更年期症状の出現には、閉経に対する意識や自尊感情の関連がみられた。
- ③ 「いわゆる血の道症状」は、40歳代から急激に上昇しはじめ50歳代で最も高くなり、その後緩やかに低下するなど、更年期症状は年代によって症状が異なることが明らかになった。

指導教官：福島富士子 (公衆衛生看護学部)

## ＜教育報告＞

# 行政における保健婦の機能について ～高知県市町村の介護予防活動をとおして～

酒井美枝（看護コース）

## The role of public health nurse on municipal administration

Yoshie SAKAI

### 〈目的〉

地域保健を取り巻く環境は、地域保健法、介護保険法の施行などにより著しく変化している。それに伴い、行政の保健婦・士（以下「保健婦」と記す）が求められる機能も変化していると考えられる。

そこで、本研究は高知県の介護予防活動における保健婦の機能に関する調査を実施し、総合的な地域保健関連施策の展開に資するために市町村保健婦が強化していくべき機能と、その機能が発揮されるために必要な保健所の支援のあり方を考察することを目的とする。

### 〈方法〉

高知県内2市町の保健婦4名、課長補佐3名に対する面接調査により介護予防活動における保健婦の機能を抽出した。それをもとに、「地域における保健婦・士の活動指針」を参考とし、保健婦の機能を実態把握、サービス提供、ニーズ把握、施策化、組織育成、連携、事業評価、計画策定、予算獲得、町づくりの10項目にまとめた。10項目の機能についての必要性及び期待、活動の現状について、高知県内全53市町村の老人保健担当保健婦、老人保健担当係長、介護予防担当係長に対して質問紙調査を実施した。

### 〈結果及び考察〉

回答があったのは、53市町村のうち老人保健担当保健婦34名（回収率64.2%）、老人保健担当係長33名（回収率62.3%）、介護予防担当係長33名（回収率62.3%）であった。

#### 1. 保健婦の機能について

活動の現状として保健婦がよく行っている機能は、「実態把握」「サービス提供」「ニーズ把握」「連携」があげられ、保健婦及び係長ではほぼ一致していた。一方、現在充分行われていないが、保健婦自身が必要と考え、係長も保健婦に対して期待する機能としては、「施策化」「事業評価」

「町づくり」と施策形成に関わると考えられるものがあげられた。この3つの機能について活動の現状における連関を見てみると、「施策化」は「ニーズ把握」、「事業評価」は「計画策定」、「町づくり」は「施策化」「計画策定」「予算獲得」と有意な相関が見られた。

従来保健婦の機能として、「サービス提供」に対する期待が大きかったが、住民の「ニーズ把握」を的確に行い、客観的な「事業評価」を加えながら優先順位をつけて「施策化」するという政策科学に基づく活動が必要であるとの認識の変化が、保健婦のみならず関係セクションの職員にもみられることが示唆された。「サービス提供」による住民との接点を基盤としながら、施策形成の機能を強化していくことが、今後の保健婦の課題であると考えられる。

#### 2. 保健所の支援

市町村保健婦の機能を高めていくための保健所の支援として考えられることをまとめると、①事業の共同企画・実施などを通じた実践的な支援②研修などを通じた地域の健康課題を施策に反映できる人材の育成③意欲をもって能力向上ができるシステムづくり④衛生研究所や大学等の専門機関とのネットワークを構築があげられる。

保健所はその専門技術性・広域性を活かして、実践的に市町村を支援し、市町村の状況に応じた保健婦の能力開発をめざしていかなければならないと考える。

### 〈まとめ〉

「サービス提供」による住民との接点を基盤としながら、「町づくり」までを視野に入れ、施策形成の機能を強化していくことが、今後の保健婦の課題であるとする。また、そのために保健所は情報提供や事業の共同企画・実施など市町村のニーズにマッチした実践的な支援と、大学など関係機関との連携・調整を専門技術性・広域性を活かして行っていく必要がある。

## <教育報告>

### 福岡県における精神障害者の受療圏とその関連要因

渡 辺 ゆかり (看護コース)

#### A study on “secondary medical regions” where mentally disordered people receive treatment in Fukuoka prefecture

Yukari WATANABE

#### <目 的>

福岡県における精神障害者の入院および通院の実態について、受療している二次医療圏と関連から明らかにし、さらに住所地の二次医療圏外への受療に関連する要因を検討する。

#### <方 法>

福岡県の精神障害者の入院と通院の受療実態について、入院では1996年の患者調査、通院では福岡県（政令指定都市の福岡市、北九州市を除く）に在住する通院医療費公費負担制度（精神保健福祉法第32条）の利用者について福岡県所管の1998年から2001年の患者票の情報をを用いて検討した。すなわち、福岡県の13の二次医療圏ごとに、入院患者数とその人口当りの入院受療率を推計し、また、通院医療費公費負担制度の利用者数とその人口当りの利用率を算出して、さらに二次医療圏の自足割合と依存割合を用いて受療状況を整理した。また、対象者が居住する二次医療圏とは異なる医療圏への受療について、二次医療圏、性別、年齢、診断名、精神障害者保健福祉手帳の有無、保険の種類、家族の状況などの要因との関連を検討した。

#### <結 果>

##### 1. 通院

通院医療費公費負担制度による通院については、「粕屋」、

「直方・鞍手」、「八女・筑後」、「甘木・朝倉」、「筑紫」および「京築」の各二次医療圏では40%を超えるものが住所地以外の医療圏を受療していた。住所地以外の医療圏を受療するものには、年齢が若い、病院よりも診療所を受療、精神障害者保健福祉手帳を保有していない、保険は「共済保険」ないし「健康保険」、連絡先の家族が親、連絡先の家族が同居といった特徴があった。

##### 2. 入院

入院については、「八女・筑後」、「直方・鞍手」および「甘木・朝倉」で40%を超えるものが、住所地以外の医療圏を受療していた。住所地以外の医療圏を受療するものには、年齢が若い、男性、診断名は「アルコール使用による精神及び行動の障害」「その他の精神及び行動の障害」「気分〔感情〕障害」といった特徴があった。

#### <結 論>

精神障害者が、適切な医療機関を選択しケアを継続して受けることは必要かつ重要なことであり、そのような環境づくりに対して積極的に取り組むことが望まれている。

今回、福岡県における精神障害者の受療実態について、二次医療圏との関連から明らかにした。今後この実態が、精神障害者に対して適切なものであるのか、今後さらに検討を深めていくことが必要である。

## ＜教育報告＞

# 思春期の性教育における家庭、学校、地域の現状と役割に関する研究

藏 根 瑞 枝 (看護コース)

## A study on the role of families, schools, and communities in the field of adolescent sex education

Mizue KURANE

### ＜目 的＞

日本においては、性に関する話題はタブー視される傾向が強いという状況もあるが、最近では人間の「性」は生理的側面や性行動だけでなく、セクシュアリティという幅広い概念でとらえられ「性教育は人の生き方につながる重要なこと」であるとの考え方が社会の中で受け止められてきている。学校や地域で行われている思春期の性教育のめざすところも、性の生理的側面としての二次性徴に関することや望まない妊娠を避けるための避妊指導だけではなく、人間尊重の精神から男女を理解し、心身の発達や健康の問題について、思春期の子ども達自身が適切な自己判断や自己決定ができるよう支援し「生きる力を養う」こととなってきた。

そこで今回、思春期の生徒、保護者、学校教職員、関係者の「家庭における性教育」についての受け止め方や意識、役割期待等の意識調査を行い、効果的な性教育の支援体制を考える契機とすることを目的に研究を行った。

### ＜方 法＞

現在、学校・市町村・保健所・医療機関等の連携のもとで思春期の性教育を実施している中学校5校の生徒、保護者、地域の中学校教職員、市町村母子保健主管課職員を対象にアンケート調査を行った。回収数（率）は、生徒505人（92.8%）、保護者391人（77.4%）、学校教職員470人（46.3%）、市町村11ヶ所（78.6%）であった。調査項目は、家庭における性教育の実施状況と必要性、性教育を実施する上で必要なこと、行政や医療機関への役割期待、思春期の性教育について日頃思うこと、学習内容の印象や効果についての気持ち等である。性についての学習内容は、中学校学習指導要領の各教科の性に関する項目を参考に選択肢を作成した。

### ＜結果及び考察＞

性教育は「人の生き方につながる」という視点でとらえ

られてきており、家庭においては「命の大切さ」46.4%、以下「思いやり」「生命の誕生」の話をしている割合が多く、生徒はもっと知りたかった内容に「命の大切さ」「性感染症について」「思いやり」をあげた。保護者の75.2%は、家庭での性教育は必要と答えていたが、その中で「どうすればよいかわからない」と答えた親が34.8%を占めた。性について話した内容が子どもにどのように伝わっているのか不安であるなどの声が多かった。一方で「性教育は幼少時期から親も行うべきである」という意見もあった。また保護者は、子についての悩み相談相手として、配偶者（50.6%）、友人（32.2%）と回答。生徒は、性の話を聞きたい相手として、友人（38.6%）、保健婦・助産婦等（17.6%）、母親（9.1%）と答えた。生徒の相談しやすい場所は、40.0%が学校の保健室、33.7%が家庭と答えており、方法は、約4割が直接会って話すか答えていた。

学校では、性についての学習内容が、複数の科目に分散されており、教職員から、指導内容が子ども達にどのように受け止められていくのか不安に思うという意見や、まとまった学習時間だけでなく、家庭や学校の生活場面で行うことも必要である等の意見があった。市町村と連携がある学校は50.0%、学校保健委員会への市町村関係者の参加は7.1%であった。学校と地域の思春期保健事業についての組織的な連携は不十分であると考えられる。

また、保護者、教職員の約6割が、性教育を実践する上で必要なことは「性に関する正しい情報や知識」と答えていた。

これまで、思春期の子ども達の性についての自己決定能力を高めることをめざして、各学校や市町村で、性教育が実践されているが、「実施する側の自己効力感」もあわせて検討することは、今後ますます必要になると思われる。保護者や関係者間での教育実践内容や状況を確認し、認めあうという意識を共有していく中で、自己効力感をもってゆけるものとする。また性教育を「生きる力を養う」という視点でとらえる時、学校での学習はひとつの通過点であり、その後も継続されなければならない。そのことから、性教育の評価視点の一つとして、対象となる地域の子ども達や保護者からの反応や意見に、継続的に注目していくことも重要であると考えられる。

指導教官：加藤則子（母子保健学部）

## <教育報告>

# 妊娠中の女性が受けるパートナーからのストレス

渡 邊 直 子 (看護コース)

## A study on stress felt by pregnant women from their partners

Naoko WATANABE

### <目 的>

女性の妊娠は、そのカップルにとって一つの人生の転機である。さらに女性のライフサイクルの中でも妊娠は、肉体的・生理的変化や現在から未来にかけての生活の変化を、短期間に迫られるという危機的体験を意味する。また妊娠は、喜びや期待もある反面、心理的にも身体的にも不安定で、ストレスを受けやすく、女性の精神的負担は、非常に大きなものがある。夫からの情緒的側面のサポートは、妊婦にとって有効であるという報告はあるものの、男性は妊娠を体験できないために、認識を欠いた言動を生じやすく、女性にとってストレスとなっている面もあると考えられる。

妊娠中の女性が感じるストレスは、その女性のみならず胎児にも影響を及ぼすといわれており、いかに気分よく妊娠期を過ごすことができるかは、その後の分娩、育児をする上でも重要であると考えられる。

そこで今回、パートナーである男性からのドメスティック・バイオレンスの概念を含めたストレスにはどのようなものがあるのか、現状を明らかにするとともに、今後の助産ケアに示唆を得ることを目的とし研究を行った。

### <方 法>

一対一の半構造化面接を、妊娠30週から37週で第1子を妊娠中の妊婦、10名に対して行った。また会話は同意を得て録音した。分析の方法は下記のように行った。

- ① 逐語録の作成。
- ② 妊娠中の出来事や気持ちに関する264のセンテンスの抽出。
- ③ 264のセンテンスの中から、ドメスティック・バイオレンスの概念を含めたパートナーからのストレスに関する56のセンテンスの抽出。
- ④ 56のセンテンスのグループ分類、概念ラベルの設定。
- ⑤ それらの概念同士の比較、グループ化、新たな概念設定をくり返し、カテゴリー化。

- ⑥ カテゴリー化したものの内容を表すコード、サブコードの設定。

### <結果および考察>

ドメスティック・バイオレンスの概念を含んだ妊娠中のストレスに関して、【家事、育児に関するもの】、【妻の仕事に関するもの】、【義理の母との関係に関するもの】、【妊娠に対する夫の認識に関するもの】、【性生活に関するもの】という5つのカテゴリーが抽出された。それら5つのカテゴリーは、7コード、18サブコードで表現された。

またドメスティック・バイオレンスとの関連では、【妻の仕事に関するもの】というカテゴリーにおいて、妻の社会的隔離が、【妊娠に対する夫の認識に関するもの】というカテゴリーにおいて、言葉や態度による心理的苦痛が存在した。全体を通して、身体的暴力、性的暴力に相当するものはなかった。

妊娠中の女性が受けるパートナーからのストレスは、性別役割分業意識（性別役割規定の規範）が背景にあり、妊娠という危機的体験に直面することによって表在化していた。また広義のドメスティック・バイオレンスは、日常に数多く潜んでいることが推察された。さらに妊娠により、妊婦となること、産後は母親へと役割転化することにより、自分が夫から女性として見られていないのではないかと感じていた。

助産ケアのあり方としては、パートナーの男性が妊娠中の女性をサポートしていけるように、妊娠に対する理解を深めるための機会を積極的に持てるような対策が必要である。また助産婦の姿勢として、継続的に知識や技術を向上させていくことにより、妊婦一人一人に対し、さらに専門的な支援ができるようにすることや、援助システムとのネットワークを持つことが重要である。またドメスティック・バイオレンスが人権問題であり、社会問題であるといわれ始めてまだ2、3年であるため、看護職者に対する性差論（ジェンダー）を含めた卒後研修の必要性が示唆された。

## ＜教育報告＞

# 既存資料を利用した2歳児歯科健診事業の効果評価 ～N町における歯科保健事業の事業評価から～

越 田 美穂子 (看護コース)

## Evaluation of the N-town child dental health services at 2-years of age

Mihoko KOSHIDA

### I. はじめに

N町で行われていた、2歳児歯科健診事業の効果の有無について明確にし、それに必要なN町のう蝕リスク要因(地域特性)を明らかにすると共に、市町村の既存資料による効果評価がどの程度可能なのかについて考察した。

### II. 方法

対象は1歳6か月児健診・3歳児健診を受診した児650名である。既存資料の母子管理登録票から、抽出可能な項目の内、幼児う蝕のリスク分析研究のリスク要因と、担当者の経験等の検討を加え、分析項目を設定した。2歳児歯科健診の効果評価には、3歳児健診時のう蝕の有無・う蝕罹患型・う蝕本数・歯磨き習慣・おやつ回数を用いた。2歳児歯科健診受診群と未受診群の群間比較を行った。また、関連リスク要因の、出生順位・出生体重・乳児期の栄養状況(母乳・混合・人工)・1歳6か月児の哺乳びん使用・1歳6か月児の飲み物内容・2歳児母乳・日中の保育者(祖母・母親・保育所)・3歳児おやつ回数(2回以内・3回以上)についても分析した。さらに、3歳児のう蝕の有無を従属変数とし、関連する要因について多重ロジスティック回帰分析を行い、事業の効果評価とした。また、既存資料の記入項目について分析を行った。

### III. 結果

2歳児歯科健診受診有無と3歳児健診時のう蝕の有無については、2歳時健診受診有のほうが、3歳児健診時にう蝕がある児が有意に少なかった。2歳時健診受診の有無と3歳児健診う蝕罹患型については、5段階の罹患型を3段階に分け集計したが、2歳時健診受診の有無と3歳児健診時のう蝕罹患型については、有意差はみられなかった。

2歳時健診受診群と未受診群で、3歳児健診時にう蝕本数が1～4本までと5本以上に分けた群との比較を行ったが、有意な差はみられなかった。2歳時健診受診の有無別に3歳児健診時点での歯磨き行動及びおやつ回数につい

て、両者とも有意差はみられなかった。

関連する要因としては出生順位で第2子以降が、1歳6か月児飲み物内容ではジュース・イオン飲料が、2歳児母乳に関しては飲んでいない場合が、3歳児のう蝕有が有意に多かった。出生体重・乳児期の栄養状況(母乳・混合・人工)・1歳6か月児哺乳びん使用・日中の保育者(祖母・母親・保育所)・3歳児おやつ回数(2回以内・3回以上)に関しては3歳児う蝕の有無と有意な関連は見られなかった。

3歳児のう蝕の有無に寄与する前項目において有意であったリスク要因を説明変数として多重ロジスティック回帰分析を行ったところ、3要因とも有意であった。

既存資料の中で、歯科保健に関する記載事項について分析した結果、1歳6か月児健診と2歳児歯科健診の間診項目は一致しているが、3歳児健診の項目は2項目のみであった。また、今回分析した項目の多くは記載率が高かったが、おやつ回数・おやつ内容については記載率が低かった。

### IV. 考察

2歳児歯科健診の効果評価については、う蝕の有無に関しては受診群の方がう蝕ありが有意に少なかった。また、3歳児う蝕に関連したリスク要因を多重ロジスティック回帰分析を行った結果、他の要因の交絡はないと考えられた。そのことから、2歳児歯科健診は3歳児う蝕に関しては有効であったと考えられる。今回の既存資料としては、企画時に評価指標も含めた項目を作成し、事業時にデータを取る事ができれば、効率的な事業評価ができると考える。また、プライバシー保護のため、個人を特定しない方法の確立や、倫理委員会の設置等の必要があると思われる。

### V. 結論

上記の結果から、2歳児歯科健診受診はその他のリスク要因から独立して、3歳児のう蝕を減少に寄与している可能性が示された。既存資料を使った効果評価は、そのみ単独では効果評価は困難であり、企画の段階からあらかじめ評価項目を既存資料に入れる等の工夫が必要である事が、示唆された。

指導教官：青山 旬 (疫学部)

## <教育報告>

# 国立カンボジア母子保健センターにおける妊産婦保健指導の評価

森 兼 真 理

## An evaluation of patient education services in The National Maternal and Child Health Center in Cambodia

Mari MORIKANE

### <目 的>

国立母子保健センター（以下センター）は、1997年国際協力事業団のカンボジア母子保健プロジェクトの無償資金援助で首都プノンペンに建設された。センターは、カンボジアの母子保健状況の改善を目的として、母子保健医療の充実と予防教育の啓蒙普及活動を実施している。また、カンボジアでは先進的に「妊婦検診における母親教室」や産後の「産褥教室」などの妊産婦保健サービスを取り入れている。しかし、これまで保健指導の評価がされておらず、妊産婦にとって有効な保健指導が展開されるためには、妊産婦と看護スタッフの両者からの評価が必要であると考え、今回の調査を実施した。

### <調査方法と結果>

#### 1. 調査1「褥婦調査」

##### 1) 目的

保健指導に対する褥婦の理解と参加頻度との関係、看護の満足度を知る。

##### 2) 対象と方法

センターで普通分娩した褥婦で、産後2—4日の者48人に、カンボジア人調査員3人と、日本人通訳1人による面接調査を実施した。

##### 3) 結果

今回の妊娠中、妊婦検診を受けていたのは7割の者であり、受診回数を見ると22回以上受診している者が多く、5回以上受診者が受診者全体の3分の1を占めていた。検診受診者のうち母親教室を受講していた者は9割を占めていた。教室の参加回数を見ると、2回以上受講した者が多かったが、検診回数を重ねても教室受講は増えていなかった。検診の結果説明および母親教室の内容の理解とそれぞれの参加回数とに、明らかな関係は見られず、複数回受講しているにもかかわらず理解が低い者が一定数存在した。産褥教室に参加していた者は48人中8人であった。妊婦検診、母親教室、産褥教室の全てに参加していた者は48

人中5人のみであった。産後のケアでは初乳や授乳の援助に対して「されなかった」と答えた者が6—8割を占めた。看護の満足度については、満足と答えた者が8割を越えた。

#### 2. 調査2「看護スタッフ調査」

##### 1) 目的

保健指導担当スタッフの指導実施状況と内容に対する実施態度を知る。

##### 2) 対象と方法

センターで妊婦外来、分娩室、産褥棟に勤務し保健指導に携わる看護スタッフで、婦長を除く38人に、日本人通訳1人が面接調査した。

##### 3) 結果

スタッフは、妊婦外来、母親教室、産褥教室の項目について全員が実施していると答えていた。「スタッフが保健指導で強化すべきと考えている項目」について「危険兆候」「母乳」「栄養」が多く、「妊娠記録カード」や「出産予定日」が少なかった。「スタッフが考える、保健指導を効果的にする手段」では「ビデオ教材を増やす」という意見が多く、内容に関するものは少なかった。

### <結 論>

センターの妊婦検診の受診率は全国調査と比較しても高く、カンボジア保健省が推奨している2回受診者も多かった。しかし検診の受診者に比べ母親教室の受講者が少なく、教室の内容に対する理解が少ない者がみられたことから、受講案内の徹底と内容の検討が必要である。産褥教室の受講者が少ないこと、産後の初乳や授乳に対するケアが少ないこと事から、スタッフが産後のケアに対する重要性を認識する必要があると考えられた。特に、乳児死亡の多いカンボジアで、新生児に初乳を推奨することは感染予防上不可欠であり、退院後保健指導システムの無いカンボジアでは産褥教室での保健指導が重要である。スタッフの保健教育を効果的にする方法として、安易にビデオに頼るのではなく、褥婦との直接的な関わりや保健指導の内容に対するスタッフの創意工夫が求められる。センターは母子保健サービスの地域への普及モデルとなるため、カンボジアに合った効果的な、妊産婦保健指導が期待される。

指導教官：曾根智史（公衆衛生行政学部）

## ＜教育報告＞

# 中高年男性の自殺と労災補償に関する事例研究

山 木 博 子 (看護コース)

## Case studies on suicide and work compensation in middle-aged male workers

Hiroko YAMAKI

### ＜目 的＞

わが国の2000年の自殺者は31,957人で、3年連続で3万人を超え、依然と高い水準にある。自殺者数の増加の特徴として、中高年男性の増加が顕著に見られる。仕事による過労・ストレス等が原因といわれる「過労自殺」は、社会問題化し、年々増加の一途を辿っている。

また、現在の自殺予防対策は、自殺未遂者への対策は講じられているが、自殺者や自殺未遂者による他の人々への影響を最小限にする対策や、遺族の心のケア対策は十分ではない。

そこで、今回、著者は中高年男性の過労自殺の事例を対象に、自殺に至った原因や経過、労働実態等を把握することで、長時間労働が過労自殺と関連があるのか、また、遺族が労災補償行動を通して心の健康を取り戻すまでにどのような過程を経るのかを理解することで、今後の自殺予防の対策等について考察した。

### ＜方 法＞

1. 過労自殺事例4例の裁決書および判例・訴状等から過労自殺と長時間労働に関連があるかを検討した。調査内容は①自殺に至る過程の労働実態②自殺の原因③会社の安全配慮義務などの事項について情報収集した。
2. 上記の4事例のうち、2事例の自殺遺族から労災補償行動をおこす過程を面接調査した。調査内容は①労災補償行動を行なおうと思った理由から現在までの過程②労災補償行動の過程の中での関わり③過労自殺に対する遺族の要望について聴取した。
3. 以上の2つの結果から過労自殺事例の背景要因と遺族の労災補償行動について考察した。

### ＜結果および考察＞

#### 1. 過労自殺事例からの検討 (4事例)

4事例の全てが長時間労働を行っていた。さらに長時間

労働からくる疲労の蓄積、不十分な支援体制、業務の困難やトラブル、過大責任、精神的ストレス等が合わさることです。うつ病を発症し、自殺に至っており、長時間労働と過労自殺との間に関連があることが示唆された。

一人にかかる仕事量や質、長時間労働、責任等を分配するなど、日本の労働者の働き方や労働条件全体を変えていくことが、過労自殺の増加に歯止めをかけることになると考える。

#### 2. 遺族との面接 (2事例)

労災補償行動を通して、心の健康を取り戻すまでの過程には、事例ごとに相違が見みられた。過程の中で、特徴的なものは、遺族が不当な労働条件での労働実態を知ること、会社や社会に対して「怒りや憎しみ」を感じていたことである。その怒りが存在したからこそ、労災補償行動に結びついていった(「奮起」した)。さらに様々な段階で人や生物や言葉などに癒され勇気づけられたこと(「支援」)で、自分の役割を他人からではなく自分自身が獲得し、心の健康を取り戻すことができた。

遺族の心を癒す過程を理解する事が重要であることが明らかとなった。遺族の心を癒すシステムの構築は不十分だが、関心は高まってきており、遺族もそれを必要としていた。

### ＜結 論＞

今後の自殺予防対策の一つとして、過労自殺の減少や、周囲の人々への影響を少なくさせるには、以下のことが示唆された。

- ①過労自殺を社会問題として個人・企業が捉える。
- ②人間らしい生活を送る(長時間・過密労働や、サービス残業のない8時間労働を基準とした職場作りをめざす)。
- ③地域や職場でのかかわりをもち、遺族の心の傷を癒すシステムの構築をおこなう。

## ＜教育報告＞

# 助産院における会陰裂傷の実態 —慣例的な会陰切開は本当に必要か—

中 窪 優 子 (看護コース)

## A study on perineal laceration at a birthing home in Tokyo

Yuko NAKAKUBO

### I はじめに

現在、日本の病院では分娩時に会陰切開という医療行為が行われることが多い。その理由は、主に緊急処置以外に明らかに高度会陰裂傷を起こす恐れがある、などが挙げられている。それらの理由以外にも、高度会陰裂傷の予防、縫合の簡便性、修復しやすい、などといわれて会陰切開はルーティーン化した。実施率についてWHOの研究では実施率20%を越えるべきではないと報告されているが、日本では初産婦の約30～100%、経産婦の約10～70%に会陰切開が実施されている。会陰切開の影響は疼痛だけでなく性交痛や性的ダメージ、睡眠などに及ぶ。そのため、実際は必要でなかったかもしれない「証拠にもとづかない」ルーティーンケアは、むしろ多くの女性の健康を損ねかねないと考えた。そこで今回は、『会陰切開という医療行為が出来ない』という助産院の会陰裂傷の実態を明らかにし、上記の慣例的理由の高度会陰裂傷予防のための医療介入の理由を考察する。

### II 方法

1 対象：開業助産院1施設において2001年9～12月に正常分娩した妊産じょく婦および直接分娩介助した助産婦

2 質問項目とデータ収集方法

- 1) 産科学的データ：助産院記録物より入手
- 2) 妊産じょく婦：分娩体験、裂傷の不快感や予後に関する構成的質問票を用いた面接調査時期：産後2週間以内
- 3) 直接介助の助産婦：会陰伸展への対応等に関する半構成的質問票を用いた面接

3 分析方法

Epi info 2000を用い、各質問の単数分析および、会陰裂傷あり群（以下、裂傷群とする）と会陰裂傷なし群（以下、

無傷群とする）の2群に分け、各項目のクロス集計および $\chi^2$ 検定を行った。

面接中に得られた自由発言は分析時の補足的な質的データとして使用した。

### III 結果と考察

#### 1 会陰裂傷の発生と程度

妊産じょく婦71名のうち裂傷群は13名（18.3%）、無傷群は58名（81.7%）であった。また、裂傷群は全例会陰裂傷I度であり、「痛い」と回答した者が4名（36%）、不快を感じなくなるまでに必要な期間は平均4.8日（範囲は1～10日）であった。予後についても、面接時の産後約2週間では日常生活に影響していないことから予後は問題ないと考えた。つまり、本調査では軽度の裂傷であり、高度会陰裂傷予防のための会陰切開という医療介入がされなくても産婦は安全で安楽に経過していた。

#### 2 分娩体験と裂傷有無の比較からみた助産ケア

分娩体位を自分で選択したかどうかと裂傷の有無に違いがあるか比較したところ、両者に関係性が認められた（ $P=0.03$ ）。また、統計的には有意ではなかったが会陰の伸展を感じた産婦は裂傷発生の割合が少なかった。このように産婦がからだの変化に気付いた場合には裂傷は少なくなる可能性があるため、ケア提供者は産婦の気持ちに添う姿勢でサポートし、産婦自身が心身とも解放されることでからだの変化（内的変化）に気付くような援助をすることが重要と考える。

#### 3 裂傷発生の予防に効果的な妊娠中のケア

あぐら姿勢を行っている者は裂傷が少なかった（ $P=0.04$ ）。体重増加が13kg以上である場合、裂傷発生は多かった（ $P=0.04$ ）。つまり、骨盤底筋を予め柔軟にしておくことや体重増加管理は、妊娠中の指導として重要であるといえる。

## ＜教育報告＞

# フォーカス・グループ・インタビューにおけるファシリテーターの質 「女子高校生の食生活に関する意識について」を事例として

永井 寄子 (保健コース)

## Quality of facilitator: Important issue for successful focus group interviews

Yoriko NAGAI

### I 目的

フォーカス・グループ・インタビュー（以下FGI）とは、合目的的に選定されたグループにインタビューを行うことにより、グループ内での相互作用も利用して、数値ではとらえきれない問題の背景、人の行動・信念などについての豊かな情報を引き出す手法である。

FGIにおいては、舵取り役であるファシリテーターの質がデータ収集に大きな影響を与えている。本研究では事例に基づきFGIを実施し、その結果を比較・検討し、FGIの実践場面における問題点や調査の限界を探り、FGIを適用する際の留意点、特にファシリテーターに要求される質について明らかにすることを通じて、今後の研究にFGIを適用する際の参考となることを目的とした。

### II 方法

#### 1. 研究方法

FGIの実践結果について、その準備及び実施の比較・検討を行った。

#### 2. 事例に用いた研究内容

##### 1) 事例

思春期女子の食生活とダイエットに対する意識について明らかにすることを目的とした。

##### 2) 調査対象及び共通属性

東京都立高校に在学中の女子高校生15名

各グループは、同学年・同年齢、学力レベルを同等とした。2回目、3回目の調査では上記の属性に加え、ダイエット経験者または興味がある生徒を対象とした。

##### 3) 調査方法及び調査期間

1回に5名の女子高校生を対象に、プライバシーの守れる学内施設において1時間程のFGIを、平成13年9月～10月中の計3日間行った。

##### 4) 調査テーマ

1回目は、「食に対する意識について」、2回目、3回目は、

「なぜ痩せ願望が形成されるのか」として、テーマに基づいた調査項目を設定した。

##### 5) 調査対象の選定方法

参加者の選定については、それぞれの高校の養護教諭に協力を依頼した。

### III 結果

#### 1. FGIの準備

全3回の実践を比較検討した結果、調査目的を明確にし、焦点を絞ることによって詳細なデータを収集できた。2回目以降は、調査目的に沿った参加者を選定したことにより、参加者同士に共通の話題ができ、議論が活性化した。FGIの実施場所は、2回目以降、和室を使用したことで、家庭的な和やかな雰囲気の中、落ち着いて発言がみられた。

#### 2. ファシリテーターの実践

ファシリテーターは、参加者との精神的な距離感を大切にしながら接することにより、参加しやすい雰囲気を作ることができた。また、参加者に対して身近で答えやすい質問を投げかけたことにより、参加者は意見を共有し合い、議論が活性化した。話題の舵取りでは、参加者間の会話のリズムが出来上がるのを待ってから、徐々に目的の話題へずらしていくように配慮したことにより、無理なく参加者の発言を引き出すことができた。発言の受け止め方は、参加者の話に合わせてうなずきながら、余計な発言をしないよう心がけたことにより自発的な発言がみられた。

### IV 考察

以上の結果から、準備段階では、調査目的の明確化、目的に沿った参加者の選定、参加しやすい寛げる場所の設定などの綿密な計画を立てることが重要であると考えられた。また、FGIを成功へ導くためのファシリテーターに求められる質は、明確な調査目的を持ち、ファシリテーター自身の価値観や考え方を十分認識しながらも客観的に参加者の意見・立場を理解し、受け入れ、その場に応じて臨機応変の応答ができるような技能であると考えられた。さらに、ファシリテーターは上記の技能を向上させることにより、誰もがその役割を果たすことができると考えられた。

指導教官：三砂ちづる（疫学部）  
福島富士子（公衆衛生看護学部）

## <教育報告>

# 日本人海外渡航予定者のマラリアに関する意識調査 —東京・大阪検疫所で予防接種を受けた海外渡航予定者について—

川上桂子 (保健コース)

## An investigation of knowledge and preventive behavior on Malaria among Japanese overseas travelers at Tokyo and Osaka quarantine

Keiko KAWAKAMI

### <目的>

マラリアは、今なお世界の約100カ国で流行し、年間感染者数約3～5億人、死亡数150～270万人である。日本人海外渡航者（以下渡航者）数は増加傾向にあり、帰国後に毎年約100名の渡航者がマラリアを発症し、数名の死亡例が報告されている。マラリア症の重症化の原因として受診の遅れと診断の遅れが指摘され、渡航者へのマラリアに関する啓蒙教育が必要であるといわれている。そこで、今回、渡航者のマラリア感染に対する危機管理の支援体制を考える契機とすることを目的に、渡航者がマラリアについてどのような知識をもち、渡航先のマラリア感染の危険性をどのように認識しているかを明らかにするために調査を実施した。

### <方法>

2001年10月29日～12月20日に、東京検疫所と大阪検疫所に予防接種を受けに来た16歳以上の日本人海外渡航予定者を対象に自記式質問紙票を用い、調査を行なった。調査内容は、(1)調査対象者の属性 (2)マラリアに対する基本的な知識（病名・症状・感染経路・予防法） (3)渡航先のマラリアのリスク認知度 (4)マラリアに対する意識 (5)マラリアに関する知りたい情報 (6)渡航歴など計25項目であった。

### <結果及び考察>

調査依頼数467通のうち、年齢の記入されていないものを除いた有効回答数は、280通（59.8%）であった。

1. マラリアという病名を知っていたものは263名（94%）、

感染経路を正しく答えたものは236名（84%）、主な症状を正しく答えたものは234名（84%）はあったが、予防法を正しく答えたもの189名（68%）であった。

2. 約9割の渡航者の渡航先にマラリア浸淫国が含まれていたが、渡航先のマラリアが流行の有無を知っているものは111名（40%）であった。知らないものの割合は16～25歳女が最も高かった。マラリア流行の情報源は書籍や家族・友人・知人など口コミが多く、旅行会社や公的機関は少なかった。パッケージツアー参加者（n=63）のうち、渡航先のマラリア流行の有無を知っているものは17名（27%）であり、そのうち旅行会社から情報を得たものは6名（35%）であった。

マラリアが疑わしい時「できるだけ早く感染症の専門病院を受診する」と回答したものは、51名（18%）であった。

帰国後マラリアが疑わしい時どこに相談すればよいかを「知っている」と答えたものは54名（19%）であった。

渡航者は、マラリアの病名、感染経路や症状についての基礎的な知識は得ていた。しかし、予防法や渡航先の流行状況、及び相談先といった渡航者が自分自身で身を守るために必要な知識に関しては、不足していることが明らかになった。

また、旅行会社は、渡航者に対してマラリア感染の危険性に関する情報提供を充分に行っていないことが明らかになった。

今後、国は危機管理体制の一環として渡航者に対する保健所や検疫所などにおける情報提供や相談機能の充実、感染症専門病院などの医療環境の整備を図ることが必要であると思われる。

## <教育報告>

### 食物学科の女子大学生における食生活状況と生活環境との関連

富田 康子 (保健コース)

#### Association between daily diet and life conditions of students in dept of food science, Women's University

Yasuko TOMITA

#### <目的>

栄養の知識を持って、人の食生活に関する指導に携わる栄養士は、正しい情報と判断を持って個人の栄養指導に臨むべきである。しかし、個人の生活状況、社会生活などについての情報収集にはあまり注意を払わなかったのが現状である。そこで栄養士養成施設において、生活環境などの個人の背景を考慮した栄養指導について教育する必要があると考える。そのためにまず生活環境の様々な要因が食生活にどのように影響しているのかを理解することが大切と思われる。

本調査では、食物学科の女子大学生を対象としたアンケート調査を行い、食生活状況を明らかにするとともに、その食生活状況と個人の生活環境との関連性について検討することを目的とした。

#### <方法>

私立女子大学の食物学科に在籍する2年次3年次の学生157名を対象としたアンケート調査を実施し、教室内で質問紙を配布し、次週回収した。調査は2001年11月7日～11月16日に行った。

食生活に関する項目(10項目)、生活時間・時刻に関する項目(6項目)、生活形態(1項目)、過去の状況に関する項目(2項目)、その他、食に関する項目(2項目)、健康に関する項目(5項目)の計26項目を調査内容とした。

「食生活に関する項目」は、個人の食習慣を点数によって評価するためによく用いられている「食習慣判定表」を利用した。本調査で用いた判定基準は「食習慣判定表」に基づき、0～5点を「悪い」、6～10点を「少し悪い」、11～15点を「普通」、16～20点を「よい」とし、合計した値を分類した。本調査では「悪い」と「少し悪い」をまとめて「悪い」とした。

これらの分類結果と、生活環境の各要因の関連についてクロス集計を行い、検定は $\chi^2$ 検定を用いた。統計処理はSPSSを使用した。

#### <結果および考察>

- 157名に配布し、そのうち141名から回答を得られたことから、回収率は89.8%だった。
- 「食生活に関する項目」を集計し、判定基準別に分類した結果、「悪い」は47名(34.1%)、「普通」は79名(57.2%)、「よい」は12名(8.7%)であった。学年差が有意に認められたという報告から、本調査では食物学科の2年次、3年次を対象としたため、高学年の学生に比べると知識や意識が低く、「悪い」が「よい」を上回ったと考えられた。
- 「食事時刻」では、「不規則」と答えた人で「悪い」が多かった。食生活に気を付ける者は、規則正しい時刻に食事をとると考えられた。関連のある項目を総合的にみるために、多重ロジスティックモデルを使った結果、食生活との有意な関連性がみられたのは「食事時刻」であり、食事の規則性と食生活形態との関わりが強いことが示唆された。
- 「登校時間」では、「30分未満」と答えた人で「悪い」が多かった。また「生活形態」との関連では、「一人暮らし」では「30分未満」が多く、「家族と同居」では「1時間以上」が多かった。これは「家族と同居」の場合、食生活は「よい」を示すが、学校の近くに住むことの可能な1人暮らしの学生と違い、登校に1時間以上かかっても自宅から通うためではないかと考えられた。
- 「生活形態」では、「一人暮らし」では「悪い」が多かった。また「調理する時間の有無」との関連では、「ある」では「一人暮らし」が多かった。「食事を共にする家族や友人の有無」との関連では、「いない」では「一人暮らし」が多かった。このことから「一人暮らし」では自分で調理する時間はあるが、家族が同居していないことから一人で食事をとることが多く、食生活がよくない傾向を示すことが考えられた。
- 「自覚症状」の「目覚め」では、目覚めのよい者は朝食を欠食することが少ないせい、食生活が「よい」を示すことが多くみられた。

指導教官：川南勝彦 (疫学部)

## ＜教育報告＞

### 小学生の食生活と親子関係

濱 砂 祥 子 (保健コース)

#### Family life of school children regarding food intake

Shoko HAMASUNA

#### ＜目 的＞

近年、無気力な子どもや不定愁訴をもつ子どもが増えており、これら心の問題は、「欠食」や「弧食」、「カルシウムの摂取不足」等食生活とも深い関係があると言われていいる。心身の発達段階にある学童期においては特に、安心して暮らすような生き方の確立が大切であり、食生活を通じた感情交流によって子供の心理的な安定をはかることも一つの方法である。また、昨年小学校において食に関する指導の充実のために「学校栄養教諭」を設置すべきという文部科学省調査研究協力者会議の報告が出されたが、具体的な教育の方向性についてはまだ記されていない。そこで本研究では、PTA役員を対象として、児童の家庭における食生活と心身状態についての実態把握及び学校における栄養士の資質の向上策を検討する目的で自記式アンケート調査を実施した。

#### ＜方 法＞

調査対象は東京都文京区の全区立小学校20校のPTA役員全員で、有効回答数は181人(97.3%)である。調査は2001年10月に実施し、自記式質問票で、郵送にて行った。調査内容は、(1)栄養の知識について、(2)自分の子供の家庭での食生活と生活行動、(3)PTA役員としての情報、から構成されている。解析は、統計ソフトspss9.0を用いて、度数分布及び $\chi^2$ 検定を行なった。本調査では、このうち主として(1)自分の子供の家庭での食生活と生活行動、(2)PTA役員としての情報(特に学校給食学校栄養教諭)について報告する。

#### ＜結果及び考察＞

##### 1) 自分の子供の家庭での食生活と生活行動

多くの家庭では、親はゆったりとした気持ちで食事をし、子どもも楽しそうであったが、一週間のうちに家族そろっての食事が、「0～2回」と答えた者は、朝食時が43.7%、夕食時が36.5%であった。家族そろって食事ができない理

由は、「仕事・買い物等で外出している」が72.9%、ついで「子どもが習い事をしている」が22.7%であり、生活形態が多様化した今日、毎日家族そろっての食事は困難であると考えられる。対象者181人の各家庭1人の子ども(2人以上小学生がいる場合は年上の子ども)について、不定愁訴のない94人(51.9%)を対照群、不定愁訴のある74人(40.9%)を愁訴群とし、家庭の食生活と生活行動との関連について調べた。「弟または妹がいる子ども」が愁訴群に多かったという結果は、親にとって「兄または姉」である子どもに対する不安が有意に大きいことがうかがわれる。また、「この1週間に1人で食事をとることがあった子ども」、「子どもと一緒に食事をする時、親があまりゆったりとした気持ちでいられない子ども」が有意に愁訴群に高かった。これは、食事の雰囲気不安を感じる親は子どもにもその影響を感じ、有意に愁訴群が高くなっていることをうかがわせる。心の発達段階にある子どもは、周囲の雰囲気を敏感に感じ取っていると思われる。家族団らんの食事が思うようにいかない今日では、家族にかぎらず、誰かとゆったりとした気持ちで食事を楽しむ、という心地よさを子供たちに数多く味わってほしい。

##### 2) 学校栄養教諭の役割・学校給食について

学校栄養教諭の役割として、「給食時間に食に関する教育をする」と「食に関する授業を通常の授業と同様に行なう」が各々30%近くみられた。今後、学校における栄養士は、児童に対して、教育的配慮をもった接し方が求められる。そのためには、栄養士の現職研修、養成機関等においても、児童の心理を理解しつつ指導を行っていくことのできるようなカリキュラムを盛り込んでいくことも大切であろう。

学校給食に対しては、93.9%が「必要」と答えていた。学校給食に対する意見として、「食事時間が短い」と回答した者が約20%を占め最も多かった。学校給食を今後も「生きた教材」として活用していくためにも、児童や保護者からの学校給食に対する不安や不満の意見について早急に取り組む必要がある。給食時間は、ただ給食を食べるというだけでなく、ゆとりをもって食を楽しむ、食に対する自己管理能力を身に付けていくための大切な時間の一つであるべきであろう。

指導教官：土井 徹 (保健統計人口学部)  
野田順子 (保健統計人口学部客員研究員)